別紙１

利用者情報に関するワーキンググループ
報告書（案）

2024 年〇月〇日

利用者情報に関するワーキンググループ

はじめに

ICT サービスの拡大とともに、サービスの利用に伴う諸課題も拡大・多様化してきてきた。「令和５年　通信利用動向調査」（令和６年６月７日公表）によれば、インターネット利用における不安として「個人情報やインターネット利用履歴の漏えい」が89.4%と最も多い状況となっている。

このような課題を受け、「ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会」（座長：宍戸　常寿　東京大学大学院　法学政治学研究科 教授）の下に開催されるワーキンググループとして、「利用者情報に関するワーキンググループ」（主査：山本　龍彦　慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）を設け、電気通信事業、プラットフォームサービス等に係る利用者情報の更なる保護に向けて、最近の動向等を踏まえ、専門的な観点から集中的に検討することとし、2024 年３月１日の第１回会合以降、12 回の会合を開催し、①スマートフォン上のプライバシー対策及び②利用者情報に係るモニタリング等について議論してきた。

今般、①スマートフォン上のプライバシー対策について、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。）における外部送信規律の法制化、情報収集モジュール等の情勢変化を踏まえ、スマートフォン利用者情報取扱指針を見直すべきかについて、1. 位置付け、2. 国内制度の反映、3. 諸外国等の動向を踏まえた対応、4. 民間の取組を踏まえた対応、5. その他の観点から議論を行った結果、当該指針を見直すこととし、「スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ（改定案）」をとりまとめたものである。

第１章　　検討の背景

１．　スマートフォン利用者情報取扱指針

スマートフォン利用者情報取扱指針は、スマートフォンの普及に伴い、アプリケーション等により取得・蓄積された利用者情報が、本人の意図しない形で外部送信されている事案が発覚し、社会問題化したことを踏まえ、総務省においてアプリ提供者等の関係事業者が利用者情報を取り扱う上で従うことが望ましい事項（プライバシーポリシーの作成・掲載等）をまとめたものであり、「スマートフォンイニシアティブ（SPI)」の一部として 2012 年に公表後、当該取組について検証し、その結果の取りまとめ（SPO）を随時実施の上、2015 年及び 2017 年の２度改定を行ってきた。

当該改定以降、国内制度の改正や諸外国及び民間事業者の動向に変化が生じており、当該変化を踏まえた見直しが必要と考えられる。

２．　主な国内制度の改正

スマートフォン利用者情報取扱指針の直近の改定以降、利用者情報の取扱いに関連する各種国内制度の見直しが進められてきた。2022 年４月には、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第 44 号）が全面施行となり、個人情報の不適正利用の禁止や、外国にある第三者への個人データの提供時の情報提供の充実化、個人関連情報及び仮名加工情報の新設等が規定された。

また、2023 年６月には、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和４年法律第 70 号）が施行され、大量の情報を取得・管理等する電気通信事業者を中心に、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するため、情報取扱規程の策定・届出の義務付け等を定めた特定利用者情報規律や、ウェブサイトやアプリケーションを利用する際に、利用者の意思によらず自身の情報が外部に送信されている場合に、当該情報の外部送信について利用者自身で確認できるようにするため、通知・公表等の義務付けを定めた外部送信規律が導入された。

３．　諸外国等の動向

この間、国内のみならず諸外国においても、利用者情報の取扱いに関連する制度・規範の導入が行われてきた。

欧州においては、2018 年５月に一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）が施行された。同規則は、個人（データ主体）の権利を保護するため、識別された又は識別され得る自然人に関するあらゆる情報を個人データと定義するとともに、個人データは、データ主体との関係に

おいて、適法、公正かつ透明性のある態様で取扱われるべきこと、特定された、明確かつ正当な目的のために収集されるべきこと、その個人データが取扱われる目的との関係において、十分であり、関連性があり、かつ、必要のあるものに限定されるべきこと等を基本原則としている。利用者情報の取扱いに関連しうる具体的な規律としては、例えば、プロファイリングを含む自動的な個人データ処理に基づく決定からのデータ主体の保護や、こどもの同意に適用される要件、特別カテゴリーに属する個人データ（民族、信条、健康に関するデータ等）の取扱いを原則禁止すること等が規定されている。

また、2022 年 11 月にデジタルサービス法（Digital Services Act）の一部が施行し、2024 年２月からは EU 内の全ての対象事業者に法遵守義務が課せられた。同法の目的は、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境のための調和された規則を定めることにより、仲介サービスのための域内市場の適切な機能に貢献することとしており、その中でイノベーションを促進し、消費者保護の原則を含む憲章に謳われた基本権が効果的に保護されることとされている。利用者情報の取扱いに関連しうる具体的な規律としては、ダークパターンと呼ばれるサービス利用者を欺いたり操作したりする手法の禁止、プロファイリングに基づく広告の表示や推奨システムのパラメータに係る透明性確保、未成年のオンライン保護等の義務が課せられている。

さらに、2022 年 11 月にデジタル市場法（Digital Markets Act）の一部も施行し、2024 年３月からは EU 内の全ての対象事業者に法遵守義務が課せられた。同法の目的は、ビジネスユーザ及びエンドユーザの利益のために、ゲートキーパーが存在する EU 全域のデジタルセクターにおいて、全ての事業者が競争可能で公正な市場を確保するための調和された規則を定め、域内市場の適切な機能に貢献することとされている。利用者情報の取扱いに関連しうる具体的な規律としては、消費者のプロファイリングのための技術について、独立監査済みの説明を欧州委員会に提出しなければならないとする義務がゲートキーパーに課せられている。

英国では、2022 年 12 月に、セキュリティ・プライバシーの確保の観点から、アプリ流通におけるアプリストア運営者やアプリ開発者等の役割の整理を図るため、アプリストア等に対するコード・オブ・プラクティス（行動規範）が公表された。セキュリティ・プライバシーの基本要件を満たすアプリを承認することや、ユーザに対する情報提供、開発者へのガイダンスの提示、開発者への明確なフィードバックの提供等について、アプリストア運営者及びアプリ開発者が留意すべき事項が取りまとめられている。

さらに、こどもの保護の観点からは、インターネット上のこどものデータ保護のための 15 の行動規範が示された Children's Code が 2021 年９月に施行さ

れており、英国においてこどもがアクセスする可能性があるサービスにおいては、こどもの利用に適したプライバシープラクティスが求められている。例えば、プライバシーに関する情報や規約等についてこどもの年齢に見合った言葉で記載し、個人情報がどのように利用されるのかを簡単に説明しなければならないことや、ユーザプロファイリング機能はデフォルトでオフにすること等が定められている。

米国に目を向けると、2020 年１月に、カリフォルニア州居住者の個人情報を収集等する一定の事業者に適用されるプライバシー保護法であるカリフォルニア州消費者プライバシー法（California Consumer Privacy Act）が施行され、消費者が想定しない目的で個人情報を収集しようとするときはジャストインタイム通知を行うこと、ホームページやアプリケーションのダウンロードページ等に個人情報の販売からのオプトアウト権があることに関する説明を記載すること等が義務づけられた。

2023 年１月には、プライバシー保護を強化する形で CCPA を拡張したカリフォルニア州プライバシー権法（California Privacy Rights Act）が施行され、プロファイリングを含む事業者による自動意思決定技術の利用についてのアクセス権・オプトアウト権の規定や、個人情報の販売に加えて共有についてもオプトアウト権があることについて説明を記載することの義務づけ等が行われた。

４．　民間事業者の動向

国内外の制度の変化のみならず、アプリケーションやアプリケーションストアを提供する民間事業者においても、利用者情報の取扱いの在り方が変化してきた。

総務省においては、SPI で示されたスマートフォンにおける利用者情報の適正な取扱いに関する「スマートフォン利用者情報取扱指針」の浸透状況や、各種団体・企業等の取組状況を把握するため、スマートフォンアプリケーションにおける利用者情報の取扱いの現況等に関する定点調査である「スマートフォン　プライバシー　アウトルック」(以下「SPO」という。)を毎年実施してきた。調査項目の一つとして、スマートフォンアプリケーションにおけるプライバシーポリシーの掲載有無や記載内容、概要版の掲載有無について調査を行っており、プライバシーポリシーの掲載率については、2014 年の調査時には iOS で59%、Android で 72%であったところ、2021 年の調査時には iOS 及び Android ともにほぼ 100%に達している。一方、プライバシーポリシーの概要版の掲載率については、2015 年の調査以降、数%程度で推移しており、改善の傾向は見られていない。

また、SPO ではアプリケーションストア運営事業者における利用者情報の取扱いに関しても調査を行っており、Google、Apple ともに、全アプリケーショ

ンにおけるプライバシーポリシーの掲載の義務化、端末固有の識別子の OS レベルでの取得制限と広告 ID の導入、プライバシー性の高い情報の取得・アクセスに関する個別同意の取得の必須化、アプリケーションが取得する情報を簡易に確認できる仕組みの導入等、SPI の策定当初と比較し、プライバシー保護に関する取組が大きく変化してきた。

第２章　　スマートフォン利用者情報取扱指針の改定

１．　スマートフォン利用者情報取扱指針の改定に係る論点

第１章１．で記載したとおり、スマートフォン利用者情報取扱指針の直近の改定以降、スマートフォン上の利用者情報の取扱いを巡っては、関連する国内外の制度や民間事業者における取組に大きな変化があったことを踏まえ、本ワーキンググループにおいては、以下の各論点について検討を行っていくこととした。

（第１回事務局資料）

項目案	論点案
1．位置付け	• 法的拘束力のないベストプラクティスであることを踏まえ、法令から、一歩進んだレベルを目指すべきであるとの意見があるがどう考えるか
2．国内制度の反映	• SPI最終改正（平成29年）以降の国内制度整備の状況を反映させるべきではないか （例）個人情報保護法改正（R2）個人関連情報の第三者提供規制等 電気通信事業法改正（R4）外部送信規律等
3．諸外国等の動向を踏まえた対応	• 諸外国や国際標準の動向を踏まえ、SPIに追加等が必要な事項はあるか （例）子どもの利用に適したプライバシープラクティス　等
4．民間の取組を踏まえた対応	• 民間の先進的な取組等を踏まえて、SPIに追加等すべき事項はあるか （例）利用者を識別する情報の取扱い　等
5．その他	• 現状のSPIに規定しているアプリ提供事業者、情報収集モジュール提供事業者、アプリ提供サービス運営事業者、OS事業者を対象とすることでよいか • その他SPIの見直しにあたり検討すべき事項はあるか

本ワーキンググループにおいて、当該指針の位置付けについて改めて検討するとともに、第１章２．から４．までに記載したようなスマートフォン利用者情報取扱指針の直近の改定以降の国内制度の改正や諸外国及び民間事業者の動向等を踏まえ、スマートフォン利用者情報取扱指針の見直しの方向性について

議論を行い、スマートフォン利用者情報取扱指針に反映すべき事項についてとりまとめ、第２章２．に記載した事項を反映の上、別添のとおり、SPI 改定案として、「スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ」を作成した。

２．各論点に関する検討

（１）位置付け

スマートフォン利用者情報取扱指針は、第１章１．において記載したとおり、アプリ提供者等の関係事業者が利用者情報を取り扱う上で従うことが望ましい事項を示したものであるが、この位置付けについて、構成員からは以下のとおり意見があった。

（構成員からの意見）

・現行の SPI の内容については既に外部送信規律として法制化されたところ、それを遵守させるだけの内容では意味がなくなってしまうため、SPI として意味のあるもの、ベストプラクティスとしてあるべき。（第 1 回森構成員）

・法令より一歩進んだレベルを求めつつも、有効性・実効性が乖離しないようにするべき。先進的な内容にして、実務がついていかなくなってしまうのは問題であり、一方で実務に合わせすぎた結果、民間に主導されて時代遅れにならないようにする必要もある。（第 1 回江藤構成員）

・諸外国と比べ、日本の個人情報保護に関わる規律は、ハードローにおいては必要最低限のものとなっていることから、ソフトローの部分も含めてユーザ保護を考えていくことは重要。（第 1 回生貝主査代理）

・SPI の制定当時と比べ、日本において施行されている法令で禁止された事項も増えてきたと認識している。無用な混乱を招かないように、ベストプラクティスとして望ましい方法と、実際に法で規制されている事項とを区別するとよい。（第 7 回呂構成員）

これらの意見を踏まえ、スマートフォン利用者情報取扱指針においては、法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載することとした。

一方、スマートフォン利用者情報取扱指針において望ましいこととされている事項について、法令において規制されている場合があることから、対応する事業者において混乱を招くことがないよう、区別して記載するべきとの意見があったことも踏まえ、スマートフォン利用者情報取扱指針に法的拘束力はない点を明記した上で、法令において規制されている場合には、その旨を付記する

こととした。なお、関係事業者が対応することが望ましいとされている事項について、その望ましいとされる度合いについて整理して構造的に示すことを今後検討することとした。

（２）国内制度の反映

第１章２．に記載したとおり、スマートフォン利用者情報取扱指針の直近の改定以降、個人情報保護法や電気通信事業法等、利用者情報の取扱いに関連する国内制度の改正が行われてきたところ、これらの国内制度の動向を踏まえた対応について、構成員からは以下のとおり意見があった。

（構成員からの意見）
・国内制度の反映は必ずやる必要がある。個人情報保護法と電気通信事業法とでバラバラに規律されている面があり、事業者や消費者から分かりづらくなっていることから、その対象について整理するべきではないか。（第１回寺田構成員）

これを踏まえ、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第 44 号）により規定された、個人関連情報及び仮名加工情報の新設、外国にある第三者への提供の本人説明充実化並びに不適正利用の禁止について記載することとした。また、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和４年法律第 70 号）を踏まえ、特定利用者情報規律及び外部送信規律についても記載することとした。

（３）諸外国等の動向等を踏まえた対応

①　ダークパターンに係る対応

ダークパターンについては、EU の DSA[1]において明示的に禁止されているほか、欧州委員会、欧州データ保護会議（EDPB）、連邦取引委員会（FTC）、経済開発協力機構（OECD）等、各国の機関によるガイドラインや報告書において様々な分類がなされている。ダークパターン自体は、サービス利用者を欺いたり操作したりする手法を広く指す概念であるが、EDPB の策定したガイドラインにおいては、特にデータ保護の観点から以下のとおり分類されている。
（第３回株式会社三菱総合研究所資料 P20）

[1] DSA 前文（パラ 67）でダークパターンに言及、第 25 条にて禁止が規定されている。

4. ダークパターンの分類 （6）EDPB【分類：全体像】

- EDPBのソーシャルメディアにおける欺瞞的デザインパターンのGDPRガイドラインでは、「ダークパターン」を6カテゴリ・16パターンに分類している*1。

カテゴリー	パターン
1. 過剰負荷（Overloading） ユーザーを大量の要求、情報、オプション、可能性に埋没させ、それ以上進むことを阻止し、特定のデータ慣行を維持または受け入れさせる。	**1.1. 絶え間ない指示**（Continuous prompting）
	1.2. プライバシー迷路（Privacy Maze）
	1.3. 多過ぎる選択肢（Too many options）
2. 省略（Skipping） ユーザがデータ保護の全部または一部の側面を忘れたり考えなかったりするようなインターフェースやユーザジャーニーを設計する。	**2.1. 欺瞞的な居心地よさ**（Deceptive snugness）
	2.2. あっちを見て（Look over there）
3. 煽り（Stirring） 感情に訴えかけたり、視覚的な刺激を与えたりすることで、ユーザの選択に影響を与える。	**3.1. 感情的舵取り**（Emotional Steering）
	3.2. 簡素な見た目に隠す（Hidden in plain sight）
4. 妨害（Obstructing） ユーザが情報を入手したりデータを管理したりする行為を困難または不可能にすることによって、そのプロセスを妨げたり阻止したりする。	**4.1. 行き止まり**（Dead end）
	4.2. 必要以上（Longer than necessary）
	4.3. 誤解を招く行為（Misleading action）
5. 気まぐれ（Fickle） インターフェースのデザインが不安定で一貫性がないため、処理の内容を把握し、データに関する選択を適切に行い、さまざまなコントロールがどこにあるのかを見つけることが難しい。	**5.1. 階層性の欠如**（Lacking hierarchy）
	5.2. 非文脈化（Decontextualising）
	5.3. 一貫性のないインターフェース（Inconsistent interface）
	5.4. 言語の不連続性（Language discontinuity）
6. 暗闇に残される（Left in the dark） データ保護に関連する情報やコントロールを隠したり、データがどのように処理され、どのようなコントロールが可能なのかユーザにわからないままにするようにインターフェースが設計されている。	**6.1. 矛盾する情報**（Conflicting information）
	6.2. あいまいな表現や情報（Ambiguous wording or information）

*1 EDPB, “Guidelines 03/2022 on Deceptive design patterns in social media platform interfaces: how to recognise and avoid them Version 2.0”

　ダークパターンとなっていることが疑われる事例としては、例えば、利用者情報の同意取得画面において同意ボタンのみが表示され、拒否ボタンが表示されない又は発見しにくい位置に表示されている例や、利用者に対し、利用者情報の取得に同意することによるメリットのみを強調した説明を行っている例が挙げられる。

（第２回株式会社マクロミル資料 P22）

問題となったGoogle同意取得ダイアログ

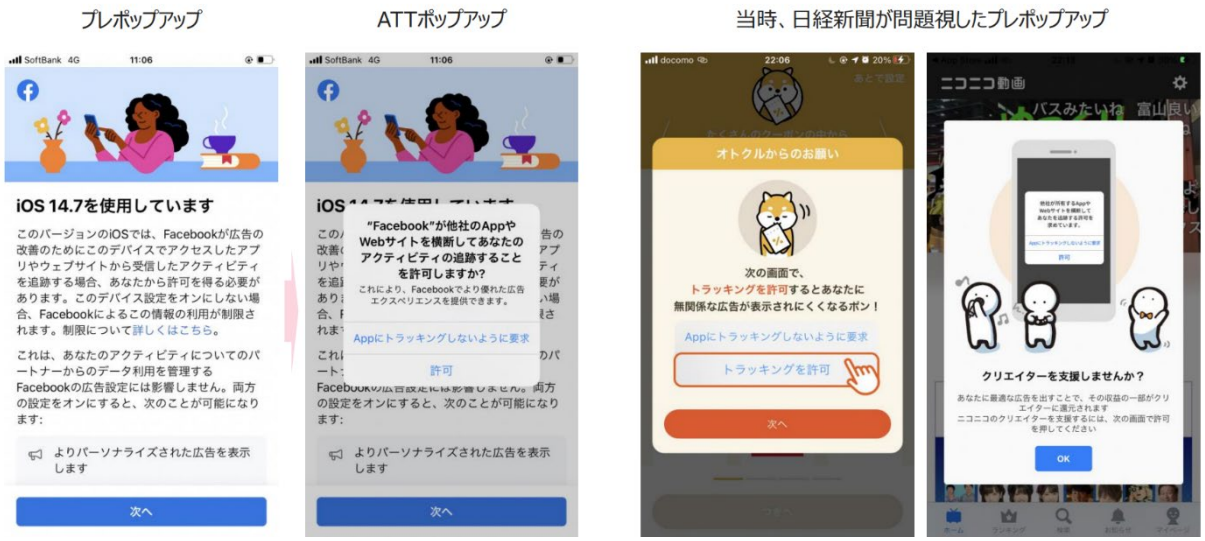

このような利用者情報の取扱いにおけるダークパターンについて、構成員からは以下のとおり意見があった。

（構成員からの意見）

・IDFA は利用者の同意を取っているものの、ダークパターンと見受けられるものがある印象である。どのようなものがダークパターンに当たるのか、SPI で例示しても良いのではないか。（第 1 回太田構成員）

・SPI において、ダークパターンまたは欺瞞的な行為の禁止を明確に示す必要があるのではないか。その上で、ダークパターンの判断の線引きは難しい面もあるが、具体的に例示が必要ではないか。さらに、法的根拠を与えるために、電気通信事業法で禁止する規定を追加しても良いのではないか。（第 3 回寺田構成員）

・ダークパターンとされる中でも欺瞞的なものを SPI の中で例示し禁止すべきだと思う。その上で、ダークパターンと同意の在り方についても整理が必要。Apple も Google もデータの収集や仕様に対して同意を必須としているが、アプリ利用開始時の規約同意で、すべてのデータ利用に対して同意をさせるというのは、欺瞞的なダークパターンと言え、非ログイン時のデータの取扱いについて、書いていない、どこに書いてあるかわからない、というようなものもダークパターンであると言えるのではないか、という観点でも検討し、SPI で方向性を示すべき。（第 3 回太田構成員）

・EDPB の示すダークパターンの具体例というところも参照いただいている

が、EDPB の示すダークパターンの中から、SPI としてどれに対応することが望ましいのかというところは明記しても良いと思ったところ。今の書き方だと、参考で何個か例が挙げられているけれども、この参考の中にも書いていないが、よく同意を促すようなもの、例えば、iPhone の ATT の同意を得るときに、本当はできるにもかかわらず、この同意をしてくれないと何とかできない。そういった掲載であるとか、本当は同意しなくても良いのに、同意しないと前に進めないようなものに対して、ちゃんと SPI の中で、そういうものはダークパターンになるので、やらないことが望ましいというところを書くのが良いと思っている。（第７回太田構成員）

・SPI は名前どおりプライバシーに関することなので、どこまで取り込むかというところはあるが、景表法、特定商取引法、消費者契約法と様々な法令によりダークパターンに対する対応が進んでいるところ、この SPI の文書の趣旨から大きく外れず可能な範囲で言及していけると良い。（第７回呂構成員）

・SPI としてどのような手法に注意すべきかということも言及できると良い。令和６年版（令和５年度版）消費者白書では OECD の報告書を引用しつつ、具体的に気をつけるべき手法について図解を交えて注意喚起している。クッキー同意を取得する際に「同意しない」選択肢を視認しづらく表示する方法や、位置情報を取得するために繰り返し同意を求める画面を出す方法等プライバシーに関する事例についてもかなり分かりやすく示されているので、参照すると良いのではないか。（第７回呂構成員）

これを踏まえ、EDPB によるガイドライン等も参照の上、原則として欺瞞的な方法による利用者情報の取扱いが行われないことが望ましい旨記載することとした。

② プロファイリングに係る対応

プロファイリングについては、EU の GDPR[2]及び DSA[3]において、一定の規律が実施されている。GDPR においては、プロファイリングを含む自動的な決定が存在すること等についてデータ主体へ情報提供をすることや、利用者はプロファイリングを含む個人データの取扱いに対し異議を述べる権利があること、デ

[2] GDPR 第４条（「プロファイリング」の定義）、第 21 条（異議を述べる権利）、第 22 条（プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定）等
[3] DSA 第 26 条（オンラインプラットフォームでの広告）、第 28 条（未成年者のオンラインでの保護）、第 38 条（レコメンダーシステム）等

ータ主体に対して法的効果や重大な影響を及ぼす、プロファイリングを含む完全に自動化された意思決定は禁止されること等が規定されている。DSA においては、プロファイリングに基づく未成年者へのターゲティング広告の禁止や、特別なカテゴリーの個人データを使用したプロファイリングに基づくターゲティング広告の禁止等が規定されている。

**　このようなプロファイリングの在り方について、構成員からは以下のとおり意見があった。**

（構成員からの意見）

・プロファイリングそのものが問題というわけではないが、例えばどういったプロファイリングをしてはいけないのか等、例示する必要があるのではないか。（第１回寺田構成員）

・プロファイリングの在り方については、GDPR は上乗せの規定があり、その点視野に入れるべき。（第１回生貝主査代理）

・プロファイリングについて、利用目的の特定・明示のところに書かれているので、これも場所が違うかもしれないが、プロファイリングのときに利用目的を特定して明示するとありまして、それはそのとおりだと思うが、プロファイリングとの関係では、どこかでプロファイリングして生成される情報の項目、何を生成しているのかということを明示させるべきではないか。（第７回森構成員）

・プロファイリングをする・しないについては書いていると思うが、何を生成しているのか、生成する情報にはライトなものもディープなものもあると思うので、その生成される項目を記載するべきではないかという意見だと理解している。要配慮情報は反映しているが、それ以外のものについても書くべきではないかということだと受け止めている。一方、ここは、事業者への御負担というところでも、大きな問題、大きなお話にもなってくると思うので、コンセンサスを取ったほうがよい。（第７回山本主査）

・プロファイリングを実施することそのものと、プロファイリングに基づいた決定を行うことの両面から考えていく必要があるということを、事前のヒアリングでも話をした。脚注 15 に、決定を行う場合の対応が記載されており、決定を伴うプロファイリングに関しては、そのロジックというのが１つの透明性条項として GDPR の中でも重視されている。そういった側面をどのように考えていくかというのも１つの論点にはなる。（第７回生貝主査代理）

・地域のプロファイリング程度であればよくても、その地域に住む人はこういう傾向である等、プロファイリングの結果を基にさらなるプロファイリングがなされることもある。要は、プロファイリングした結果、どういうものに、どういう情報になり、それが何に使われるのかというところが重要なところなので、どういうプロファイリングをしてそれを何に使っているのかというところが、セットで見られると良いと思う。（第７回太田構成員）

・前提として、センシティブな情報というのはできるだけ使わないようにというのはあるが、それ以外の安全と思われているデータでも、組合せ次第ではいろんなことが、推測するとか、AI を使えば、こういうのに該当する人は、ほかのところの情報と照らし合わせてどうかということはいくらでもできてしまうので、一定程度のセグメントというのを出すのは必要であるが、それにプラスして重要なのは、利用目的を明示して、それ以外のことはしないということを大前提にするべきと思っている。これは、今回原則に入った不適正な利用の禁止というものとも連携する話になる。（第７回寺田構成員）

・マーケティング目的といっても、政治広告にも販売されており、デモグラフィック情報も様々なものがある。例えば特定の地区等をプロファイリングすると、問題があるかもしれない。サイコグラフィック情報でも、例えばアウトドア派等というのもサイコグラフィックだと思うが、それは全然問題ないし、普通にマーケティングに使われると思う。逆に「怒りに流される」だと問題があるだろう。マーケティングとの関係でも、なかなか一概に、これはセーフでこれは危険と言いにくいところ、どういう項目でプロファイリングするのかをまずは教えてもらうというのは良いのではないか。（第７回森構成員）

・項目がいくつぐらいあるのかというか、あるいは、どういう形で表示すべきなのかというところでフィージビリティを、ベストプラクティスなので、我々として具体的なイメージは持っておかないと、事業者も何をしていいか分からないということになってしまうので、その辺りをいろいろと確認すべきことがあるという印象がある。（第７回山本主査）

・セグメンテーションの最初の分類はどれだけあるのですかというところでいくと、Google のプライバシーサンドボックスでも三百数十で、多いところは数万ある。これを全部というのは現実的ではないと思う。（第７回寺田構成員）

・米国のアドテクでは、自分がどういうセグメントに属しているかを表示する

ページを作っており、かつそこからオプトアウトできるというようなところは、結構、海外でも事例はあるので、そういった形が良いと思う。（第７回太田構成員）

これを踏まえ、プロファイリングに係る予見性確保の取組、プロファイリングによるセンシティブ情報の予測・生成やこどもの利用者情報のプロファイリングに基づくターゲティング広告の表示を原則として実施しないことが望ましいこと等について記載することとした。

なお、一部の構成員から、プロファイリングにより予測・生成される情報を明示するべきとの意見もあったところ、当該取組は、利用者に対する透明性の確保に資する取組であると考えられる一方、利用者のセグメントの種類は多数に及び、その実現性には懸念があること等を踏まえ、この点については、民間事業者においては、プロファイリングにより自身がどのように分類されているかについて利用者が確認できる仕組みを提供している例があることを踏まえ、そのような取組は利用者情報の取扱いの予測・想定に資するものであると考えられる旨、記載することとした。

（４）民間の取組を踏まえた対応

① センシティブ情報への配慮及びこども等の利用者情報の保護

センシティブ情報の取扱いについても、GDPR[4]及びDSA[5]において一定の規律がなされている。GDPRにおいては、民族、信条、健康に関するデータ等の特別カテゴリーに属する個人データの取扱いは原則として禁止しており、取り扱う場合にはデータ主体の明確な同意を取得することが求められている。また、DSAにおいては、GDPRの特別カテゴリーに属する個人データに基づくプロファイリングを行うことでターゲティング広告を表示することが禁止されている。

こどもの利用者情報の取扱いについては、第１章３．において記載したとおり、欧州のDSA[6]、英国のChildren's Code[7]、米国のCOPPA[8]等の諸外国法令に

[4] GDPR第９条（特別な種類の個人データの取扱いの禁止）
[5] DSA第26条（オンラインプラットフォームでの広告）
[6] DSA第28条（未成年者のオンラインでの保護）
[7] 英国の情報コミッショナーオフィス（ICO: Information Commissioner's Office）によりインターネット上の子供のデータ保護のために制定された15の行動規範（2021年９月施行）。
[8] Children's Online Privacy Protection Actの略。米国連邦取引委員会（Federal Trade Commission: FTC）の提言により、オンライン上のこどもの個人情報が保護者の管理下で安全に保たれることを目的に制定（2000年４月施行）。

348 おいて、その保護に関する規定がなされている。
349 　これらの情報については、諸外国の法令において規律されているほか、民間
350 事業者においては、以下のような対応が見受けられる。
351
352 （第３回日本総研発表資料Ｐ８特定の条件に該当するアプリに対する規約）

項目		Google （デベロッパープログラムポリシー、Play Consoleヘルプより抜粋）	Apple （App Reviewガイドラインより抜粋）
子ども（※1）を対象とする場合	法の遵守	・法律・規制の遵守義務（※2）	・法律・規制の遵守義務（※2）
	データ収集等の制限	・子どものデータ収集にあたり情報を開示する義務（※3） ・子どものユーザだけを対象とする場合、位置情報の収集・共有等を禁止等	・法律に準拠する目的のみでの生年月日や保護者の連絡先の要求許可
	広告掲載	・GooglePlayポリシーへの準拠を自己認定（Googleがリスト公開）している広告SDKバージョンのみ使用可能	・サードパーティ製の分析・広告機能の禁止
	プライバシーポリシー	記載なし	・プライバシーポリシーの設置義務（※5）
特定のデータを扱う場合	健康・フィットネス・医療データ	◆2024年5月31日発効予定 ・プライバシー、詐欺、デバイスの不正使用に関するポリシーに準拠する義務 ・アプリ内へのプライバシーポリシーの掲載義務 ・アプリのコア機能と健康関連データの収集との関連性をユーザーに明確に示す義務 ・アプリのコア機能の実行に必要のない、危険な権限を削除する義務	・広告、マーケティング目的等で、使用・共有の禁止 ・虚偽データが書き込まれないよう配慮する義務 ・健康に関する臨床調査を実施するアプリでは、参加者本人、未成年の場合は親または保護者から同意を得る義務/独立した倫理審査委員会の適切な承認を得る必要
	位置情報データ	（アプリを通じて取得したデータの収集・使用・共有の目的はアプリ機能の提供や改善に直接関係するもの限定）（※4）	・アプリの機能またはサービスと直接関連する場合のみに利用限定
	その他データ公開の禁止例	・個人の財務情報・支払い情報・政府発行の個人識別番号 ・（未許可での）非公開の電話帳や連絡先情報	記載なし

353
354 　このようなセンシティブ情報及びこども等の利用者情報の在り方について、
355 事業者及び構成員からは以下のとおり意見があった。

356 （構成員からの意見）

357 ・日本の個人情報保護法制では青少年について特別な規定が置かれていない
358 　が、青少年や脆弱な個人の保護、要配慮個人情報の取扱いについて、ソフト
359 　ロー面で考えていく必要があるのではないか。（第１回生貝主査代理）

360 ・アプリケーションが健康・フィットネス・医療データを取得する場合には、
361 　アプリ内にプライバシーポリシーを掲載することや、当該データの収集とア
362 　プリケーションの中心的な機能との関連性について、利用者に対して明確に
363 　示すことを義務化。（第５回 Google 提出資料）

364 　これを踏まえ、センシティブ情報の取得時には本人の同意を取得すること
365 や、プロファイリングによりセンシティブ情報を予測・生成する行為は原則と
366 して実施せず、実施する場合には本人の同意を取得することが望ましい旨記載
367 するとともに、こどもの利用者情報を取得する場合には、事前に法定代理人か

ら同意取得を行うことや、こどもの利用者情報のプロファイリングに基づくターゲティング広告の表示は実施しないことが望ましい旨記載することとした。

② 必要最小限の利用者情報の取得

GDPR[9]では、個人データの取扱いに当たり、その利用目的との関係において、十分であり、関連性があり、かつ必要のあるものに限定されなければならないこととされている。この点、アプリケーションストア運営事業者においては、アプリケーション提供事業者に対し、必要最低限のデータ取得とすることを義務付ける等の取組が行われている。

（第３回日本総研発表資料Ｐ７）

項目		Google （デベロッパープログラムポリシーより抜粋）	Apple （App Reviewガイドラインより抜粋）
データの収集・保存	ユーザからの同意取得義務	必須	必須 （簡単な同意撤回オプション付加義務あり）
	必要最低限のデータ取得義務	必須	必須
	必要最低限のアカウントログイン義務	記載なし	必須
	アカウント削除要件	必須	必須
	その他（一部）	◆個人情報や機密情報が必要になることをユーザが合理的に予測できない可能性がある場合、データの収集、使用、共有について、アプリ内で開示し、直後に同意をリクエストする義務	◆アプリを利用してユーザのパスワード等プライベートデータを密かに取得することの禁止 ◆SafariViewController（Apple指定UI）の使用義務 ◆ユーザ以外のソースから取得したまたは未同意の個人情報を収集するアプリの禁止
データの使用・共有	事前にユーザ許可取得の義務	必須	必須
	目的外利用の禁止	必須 （ユーザーが合理的に予期する目的に適合するアプリとサービスの機能、およびポリシーにのみ許可する）	必須
	その他（一部）	◆特定の操作における個人情報と機密情報へのアクセスに関する制限（表形式の要件）	◆未許可のユーザプロファイル構築禁止 ◆分析や広告目的でユーザのデバイスにインストールされている他アプリの情報収集の禁止

これを踏まえ、アプリケーションの主要な機能に関係する機能のみにアクセスする等、利用者情報の取扱いはその利用目的との関係において最小限の範囲とすることが望ましい旨、記載することとした。

③ 同意の撤回方法のプライバシーポリシーへの記載

GDPR[10]では、同意の要件として、データ主体がいつでも容易に同意の撤回をすることができる権利を有することが定められている。この点、OS 提供事業者においては、アプリケーション提供事業者に対し、同意を無効にする方法をプライバシーポリシーに記載することを義務付けている例が見られる。

[9] GDPR 第５条（個人データの取扱いと関連する基本原則）
[10] GDPR 第７条（同意の要件）

（第３回日本総研発表資料Ｐ5）

項目			Google（デベロッパープログラムポリシーより抜粋）	Apple（App Reviewガイドラインより抜粋）
プライバシーポリシー	対象		すべてのアプリ	すべてのアプリ
	設置義務		あり（2022年7月より義務化）	あり（2018年10月より義務化）
	記載場所		Google Playの各アプリページとアプリ内の両方	App Storeの各アプリページと各アプリ内の両方
	必須記載項目	収集するデータの種類	必須	必須
		データの収集方法	必須	必須
		収集するデータの用途	必須	必須
		共有するデータと共有先	必須	必須
		データ保存/削除のポリシー	必須	必須
		その他	◆アプリの主体を明記、もしくはアプリ名を明記 ◆連絡先または問合せ方法 ◆ユーザの個人情報や機密情報を安全に処理するための手順	◆ユーザが同意を無効にする方法やユーザデータの削除をリクエストする方法

これを踏まえ、簡単にアクセスでき、かつ分かりやすい方法で同意の撤回でできる機会を提供し、またその方法についてプライバシーポリシーに記載することが望ましい旨、記載することとした。

④ 事業者横断的なトラッキングに係る対応及び位置情報や写真データ等の適正な取扱い

EU の ePrivacy 指令[11]においては、利用者の端末に保存されている情報にアクセスする場合には、データ主体から事前の同意を取得することが規定されている。この点、民間事業者においては、利用者の端末の広告 ID を取得することにより事業者横断的なトラッキングを実施する場合や、位置情報及び写真データへのアクセスを行う場合に、ポップアップ表示を行うこと等により、利用者からの同意を取得する取組が見受けられる。

[11] ePrivacy 指令第５条第３項（ユーザの端末機器情報の保護）

（第３回日本総研発表資料 P22、P25）

【Apple】

情報取得・アクセスに対する同意取得のポップアップ表示

AppTrackingTransparency（ATT）におけるトラッキングに対する同意取得のポップアップ表示

【Google】

情報取得・アクセスに対する同意取得のポップアップ表示

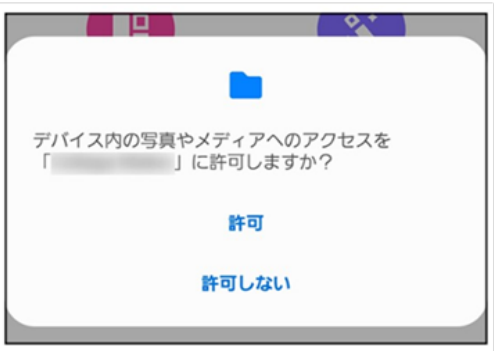

このような事業者横断的なトラッキングの実施や、位置情報及び写真データ等の取扱いの在り方について、事業者及び構成員からは以下のとおり意見があった。

・アプリケーションは事前の同意なしにユーザや端末に係るデータを収集してはならず、同意の取消にも速やかに対応すべきこととしている。（第５回 Apple 発表）

・アプリケーションによるユーザのトラッキングはユーザによる許諾を必要とすることとしており、許諾を得るための標準的なポップアップ表示を提供している。（第５回 Apple 発表）

・アプリケーションが位置情報にアクセスする場合には、ポップアップ表示によりユーザの同意を取得することとしており、また提供する位置情報の頻度や粒度を選択できるようにしている。（第５回 Apple 発表）

・アプリケーションが写真データにアクセスする場合には、ユーザの同意を取得するとともに、アクセス範囲を一部に限定することができることとしている。（第５回 Apple 発表）

・プライバシーの保護レベルについて、Apple や Google のプライバシーポリシーや iPhone における ATT 等をデファクトスタンダードとしてベンチマークにするべき。モバイルエコシステムに関する検討が進んでいるが、プライバシーやセキュリティのための事業者の取組がベンダとの関係で競争阻害的であるという指摘がなされているところ、どのようなレベルが不当であるのか、今後議論になるのではないかと思う。iPhone における保護レベルが切

り下げられることがないようにするべき。（第１回森構成員）

これを踏まえ、事業者横断的なトラッキングを実施するために利用者情報を取得する場合には同意取得を行うことや、位置情報や写真データ等にアクセスする場合には、同意取得を行うとともにアクセス範囲の限定等の設定を可能とすることが望ましい旨記載することとした。

⑤ 取得情報や利用目的の概要の分かりやすい掲示

スマートフォン利用者情報取扱指針においては、アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが望ましいこととしている。また、その運用においては、プライバシーポリシーのわかりやすい概要を作成し、利用者が容易に参照できる場所に掲示することが望ましいこととしている。

この点、民間事業者においては以下のような取組が行われている旨、説明があった。

・アプリケーションがユーザや端末に係るデータを収集・利用等することについて説明したプライバシーポリシーを公表することを義務づけるとともに、収集するデータや利用目的の概要をアイコンとともに示したプライバシーニュートリションラベルへの記入を義務化。（第５回 Apple 発表）

・プライバシーポリシーの設置を義務化するとともに、アプリストアの個別ページ内に「データセーフティセクション」を設け、アイコン等で収集しているデータの内容や共有方針を記載することを義務化。（第５回 Google 提出資料）

・プライバシーポリシーの概要版の掲載が浸透していないところ、利用者にとってわかりやすく容易に理解できる環境を整えることが重要ではないか。（第１回日本総研発表）

（第３回日本総研発表資料 P19、P24）

（第３回日本総研発表資料Ｐ６アプリ紹介ページについて）

項目		Google （デベロッパープログラムポリシーより抜粋（※1））	Apple （App Reviewガイドラインより抜粋（※2））
対象		すべてのアプリ	すべてのアプリ
公開義務化		2022年7月	2020年12月
表示場所		Google Playの各アプリページ	App Storeの各アプリページ
記載が必要な情報	収集するデータの種類	デベロッパまたはサードパーティパートナーが収集するデータ全て	デベロッパまたはサードパーティパートナーが収集するデータ全て
	収集するデータの用途	必須	必須
	ユーザに紐づけられるデータ	記載なし	**必須**
	ユーザのトラッキングを行うデータ	記載なし	**必須**
	プライバシーポリシー	必須	必須
	その他（抜粋）	（任意）独立したセキュリティ審査を受けた申告 （子どもを対象とするアプリの場合必須）GooglePlayのファミリーポリシーに準拠していることを表示	（任意）プライバシー選択；アプリのプライバシー設定のオプションや管理方法をユーザーが詳しく確認できる一般公開URL（ユーザーが子どもかどうかなど条件に応じてデータ収集の方針が異なるといった情報を含む）

これらを踏まえ、プライバシーポリシーを利用者に分かりやすく示す方法として、その記載事項の概要について、アイコン等を用いてアプリストアの個別ページに掲示する方法が考えられる旨、記載することとした。

（５）　セキュリティ

2024 年２月より、総務省において、セキュリティ分野の有識者で構成される「サイバーセキュリティタスクフォース」の下に「ICT サイバーセキュリティ政策分科会」が設置され、総務省が中長期的に取り組むべきサイバーセキュリティ施策の方向性が検討されている。同分科会において、スマートフォンアプリにおけるセキュリティを確保していく上での課題等について議論されたところ、関係団体からは以下のとおり意見があった。

・スマホアプリにおけるサイバー脅威は、「スマホアプリの脆弱性（セキュリティホール)」と「不正アプリ（マルウェア)」の２つの観点で考える必要があり、アプリ流通経路の責任において一定のセキュリティ確保が可能。アプリ開発者及びアプリストアは、アプリを提供する際のセキュリティ確保において大きな役割を担っている。（第１回分科会　一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会発表）

・アプリのセキュリティやプライバシーを確保するためにはアプリ診断というプロセスが必要。ただし、アプリ診断のみでは十分ではなく、アプリのセキュリティやプライバシーの状態を改善するためには、セキュア設計・開発ガイド（アプリのセキュリティ要件やリスク分析、セキュアコーディングの指針、セキュリティテストの方法等をまとめたもの）のサポートが必要。（第５回分科会　OWASP（The Open Web Application Security Project))

さらに本ワーキンググループにおいて、KDDI 株式会社から、令和５年度「通信アプリに含まれうる不正機能の検証に関する実証」について説明があった。本事業では、国内解析事業者の解析能力の水準の把握や、アプリにおける利用者情報の取扱慣行等を整理するため、代表的なアプリに対して実際に技術的解析（スクリーニング解析、表層解析、詳細解析）を実施するとともに、利用者の意図しない利用者情報の取扱いの実態や諸外国におけるスマートフォンアプリ規制動向に係る文献調査を実施し、その結果を踏まえ、以下のような意見があった。

・ 利用者情報の保護のためには、アプリ開発者のみならず、アプリストア運営者等の関係者も含めて、適切な対応を取ることが重要である。現行の SPI では、プライバシーの観点から関係者が遵守すべき方向性を示しているが、脆弱性があるアプリや不正なアプリにおける利用者情報の取扱い等に係るセキュリティの観点は明示的に含まれていない。英国の DSIT の「Code of practice for app store operators and app developers」も参考に、セキュリティの観点から、脆弱性があるアプリへの対応等を SPI に盛り込むことが望

ましいと考えられる。なお、その際、日本スマートフォンセキュリティ協会（JSSEC）が策定した「スマートフォンアプリケーション開発者の実施規範（第一版）(2024 年 3 月 8 日）も参考にすることが望ましい。(第 7 回 KDDI 株式会社）

以上に関し、構成員からは以下のとおり意見があった。

（構成員からの意見）

・まさにアプリに関しては、プライバシーとサイバーセキュリティは一体で論じていかなければならない。セキュリティにしっかり取り組んでいくことは大変望ましいこと。(第 7 回生貝主査代理）

・ SPI にセキュリティを加えるのは大変良いこと。１つの事業領域に対して複数の場所からガイドラインが発行されているのは、事業者にとっても利用者にとっても非常に煩雑になるので、可能な限りこのように１カ所にまとめると良い。(第 7 回寺田構成員）

・ 「セキュリティ・バイ・デザイン」という言葉は、基本原則として広く流通するものとするのが良い。(第 7 回生貝主査代理）

これらを踏まえ、基本原則にセキュリティ・バイ・デザインを記載するとともに、アプリケーション提供者や情報収集モジュール提供者において、セキュリティ・バイ・デザインや脆弱性があるアプリへの対応を実施することが望ましいこと、アプリストア運営事業者等において、アプリストアとしての基本的対応、脆弱性があるアプリへの対応、不正なアプリへの対応、アプリ削除・掲載拒否時の対応を実施することが望ましいこと等について記載することとした。

第３章　　今後の課題

本ワーキンググループの検討においては、第２章で記載したとおりスマートフォン利用者情報取扱指針の改定事項について議論があったほか、以下の事項については、今後の課題として引き続き検討を行うべきとされた。

①　対象スコープ（デバイス）

スマートフォン利用者情報取扱指針は、スマートフォン上のアプリケーションに関する利用者情報の取扱いについて、関係事業者において対応することが望ましい事項を記載したものであるところ、その対象とするデバイスの範囲について、構成員から以下のとおり意見があった。

（構成員からの意見）

・タブレットやスマートウォッチ、スマート家電、コネクテッドカー等、スマホ以外のデバイスを対象にする必要はないか。そのまま SPI を対応させることは難しいかもしれないが、例えばスマホと違いがあるのか、どのような点が共通しているか、調査検討する必要があるのではないか。（第 1 回寺田構成員）

（対応の方向性）

まずは、対象範囲はスマートフォンとしつつ、スマートフォンとそれ以外のデバイスにおける利用者情報の取扱いについて、どのような点が共通し、又は異なるか等について調査等を行った上で、次回以降の改定の際に議論することが適当である。

②　対象スコープ（ウェブサイト）

スマートフォン利用者情報取扱指針は、スマートフォン上の利用者情報の取扱いのうち、アプリケーションにおける望ましい対応について記載したものであるところ、ウェブサイトを通じて取得される利用者情報の取扱いについて、構成員及びオブザーバから以下のとおり意見があった。

（構成員からの意見）

・今回の改定案について、「本指針はブラウザを通じて利用者情報を取得する場合にも適用される」と明記しているため、今後、ウェブサイトに関しても、関係事業者において本指針に記載の取組が実施されることを希望する

（第８回木村構成員）

・外部送信規律においてもアプリケーションとウェブサイトに対する規律に差異はなく、JIAA 様が策定しているガイドラインにおいても両者について特段差異を設けていないことから、ウェブサイトも SPI の対象に含めるべきことは明らか。また、法令から一歩進んだレベルを目指すべきであるという意見も踏まえれば、アプリケーションに限定すべきではない。一方、ウェブサイト運営者に対する十分な説明が必要であるという点は JIAA 様の指摘のとおりであり、次回改定時には、ウェブサイトも対象に含めることを念頭に、啓蒙活動を推進していくべき。（第８回太田構成員）

・SPI の適用対象をアプリケーションに限定する修正は適当ではなく、ウェブサイトも適用対象とすべき。この問題は外部送信規律を規定した令和 4 年電気通信事業法改正の際にも十分な議論がなされたもの。同改正では、電気通信事業者及び三号事業者に対して外部送信に係る通知・公表の義務が課せられたことは、外部送信に係る透明性の確保の強い必要性が認識されたことによるものである。法の適用対象が電気通信事業者等に限定されたことは、電気通信事業法の適用範囲に由来するものであり、電気通信事業者等とそれ以外の主体が行う外部送信にその性質に違いはなく、外部送信に係る透明性の確保の必要性にも違いはない。ウェブサイトに係る外部送信を原則オプトインとする諸外国の立法例もある現状において、通知・公表がベストプラクティスでないとしてしまうことには違和感がある。（第８回森構成員）

（オブザーバからの意見）

・「アプリケーション等」の定義が「アプリケーション及びウェブサイトの総称」となっている点について、アプリケーション内のブラウザが表示するウェブサイトが含まれることに異存はないが、ウェブサイト全般が対象になることについては、アプリケーションとウェブサイトの差異に関する調査や関係者等へのヒアリング、ウェブサイト運営者に対する十分な説明を行った上で検討すべき。（第８回 JIAA 柳田オブザーバ）

（対応の方向性）

まずは、対象範囲はアプリケーションとしつつ、アプリケーションとウェブサイトとで取得する利用者情報の取扱いに差異があるか等について調査等を行い、関係事業者やウェブサイト運営者に対する説明やヒアリング等の必要な対応を行った上で、次回以降の改定において、ウェブサイトを対象とするべきか、改めて検討することが適当である。

おわりに

本ワーキンググループにおいては、直近で 2017 年に改定されたスマートフォン利用者情報取扱指針について、電気通信事業法における外部送信規律の導入や情報収集モジュール等の利用者情報を巡る情勢変化を踏まえ、国内外の制度、民間の取組等を踏まえた見直しについて検討を行い、その改定案についてとりまとめを行った。本報告書の内容及び改定後のスマートフォン利用者情報取扱指針を踏まえ、各関係者において、それぞれ必要な対応が行われることが期待される。

スマートフォンにおけるイノベーションの変化の速度は速く、プラットフォーム事業者やアプリケーション提供者を取り巻く環境も大きく変化していくことが想定される。そのような中、スマートフォンアプリケーションの利用者情報が適正に取扱われ、利用者がスマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを安全・安心に利用できる環境を確保していくためには、総務省において、国内外の制度の動向について適切に把握するとともに、アプリケーション提供事業者をはじめとする関係事業者の取組状況について確認し、スマートフォン利用者情報取扱指針の見直しを適時適切に検討することが適当である。また、第３章において記載した今後の課題については、対応の方向性として示した事項について、速やかに検討を行うことが適当である。

別添

スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ
（改定案・抜粋）

利用者情報に関するワーキンググループ

令和６年〇月〇日

1. スマートフォン利用者情報・セキュリティ取扱指針

（前文）

情報通信インフラとしてスマートフォンが急速に普及した中で、スマートフォン利用者のリテラシーのレベルの多様化が進んでいる。利用者に一定の自己責任が求められるとしても、利用者の不安を解消し、利用者が安全にスマートフォンを利用できるようにするためには、スマートフォンにおける利用者情報を利活用する関係事業者等が責任を持って、利用者情報の適正な取扱いに努める必要がある。具体的には、当該関係事業者等が個人情報保護やプライバシー保護の観点から利用者情報を適正に取り扱うとともに、利用者に分かりやすい説明を行い、利用者の理解及びそれを踏まえた選択を促すことが求められる。

本指針は、法令上義務付けられてはいないものの、スマートフォンにおける利用者情報を取り扱う上で実施することが望ましいと考えられる事項について、国内の関係法令[1]や諸外国の制度の動向、民間事業者における取組等を参考に取りまとめたものである。スマートフォンを巡っては、新たな技術・サービスが次々と出現し、利用者情報の適正な取扱いの観点から、今後新たな課題が生じることも考えられることから、本指針は随時見直しを行うこととする。

また、スマートフォンのサービス構造において、多様な関係事業者等がサービス提供や利用者情報の取扱いに関わっており、本指針の目的を達成する上で、利用者情報を取得する事業者等のみでは対応できる範囲が限られる場合があるため、アプリストア運営者・OS提供事業者等の関係事業者等も連携し対応していくことが重要である。

[1] 直近では、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第 44 号）により不適正利用の禁止や外国第三者提供時の情報提供の充実化等が規定されたほか、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和４年法律第 70 号）により、特定利用者情報規律及び外部送信規律が導入されている。

1.1. 総則

1.1.1. 目的

- 本指針は、スマートフォンアプリケーションの利用者情報の適正な取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、プライバシーに関する判決、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）、その他の関係法令等の趣旨を取り入れつつ、諸外国における制度の動向や、民間事業者におけるプライバシー保護に係る取組等も踏まえながら、スマートフォンアプリケーションに係る関係事業者等が取り組むことが望ましい基本的事項を定めたものである [2]。本指針自体が法的拘束力を持つものではないが、関係事業者等がこれらの事項に取り組むことにより、次に掲げる事項を達成し、もって、スマートフォンにおけるイノベーションの継続的な創出や市場の中長期的な成長を促進し、利用者がスマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを安全・安心に利用できる環境を整備することを目的とする。
    ① 関係事業者等による関係法令等の遵守に資すること
    ② 利用者が自らの利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て、アプリケーションの利用に関し適切に判断し、行動することを支援すること

1.1.2. 定義

① 利用者情報

- 利用者の識別に係る情報、利用者の通信サービス上の行動履歴に関する情報、利用者の状態に関する情報等、スマートフォンにおいてスマートフォンの利用者の情報と結びついた形で生成、利用又は蓄積されている情報（電話帳等の第三者に関する情報を含む。）の総称。個人情報保護法における個人情報や、電気通信事業法における特定利用者情報を含む [3]。

（参考）

[2] 本指針は、スマートフォン上のアプリケーションについて関係事業者が取り組むことが望ましい事項を定めたものであるが、ウェブサイトにおいて同様の利用者情報の取扱いが生じる場合があり、その関係事業者は本指針に定める事項を参考に対応を図ることが考えられる。

[3] 本指針は、利用者情報一般の適正な取扱いに関し、関係事業者が取り組むことが望ましい基本的事項を定めたものであり、本指針自体が法的拘束力を有するものではないが、個人情報保護法や電気通信事業法が適用される場合には、両法に従い対応する必要がある。

No.	情報の種類	具体例	適用される規律
(1)	通信の秘密に該当する情報で、個人情報でないもの	・電気通信役務の利用者である個人の通信の内容（特定の個人を識別することができるものを除く。） ・電気通信役務の利用者である法人の通信履歴	電気通信事業法
(2)	通信の秘密に該当する情報で、個人情報であるもの	・電気通信役務の利用者である個人の通信履歴（特定の個人を識別することができるものに限る。）	電気通信事業法 ＋個人情報保護法
(3)	電気通信事業法第27条の5第2号の情報で、個人情報でないもの	・電気通信役務の登録者を識別できるIDで、個別の通信に紐付かないもの（特定の個人を識別することができるものを除く。） ・電気通信役務の契約者データベースにある法人契約者名	電気通信事業法 【←令和4年改正法により追加】
(4)	電気通信事業法第27条の5第2号の情報で、個人情報であるもの	・電気通信役務の契約者データベースに含まれる契約者の登録情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）	電気通信事業法 【←令和4年改正法により追加】 ＋個人情報保護法
(5)	電気通信事業法第27条の5第2号の情報でもなく、通信の秘密に該当する情報でもない、個人情報	・店頭で電気通信役務の利用者に対して行ったアンケートに記入された情報（氏名・住所等により分類整理されていないもの。特定の個人を識別することができるものに限る。）	個人情報保護法

なお、「具体例」欄に示している内容は、あくまでも一例であって、網羅的なものではありません。

② OS

- コンピュータシステム全体を管理するソフトウェアで、基本的な機能を提供するもの。

③ アプリケーション

- 通話やEメール等のコミュニケーションツール、ブラウザ、写真、ゲーム等の様々な機能をスマートフォンで実行するための利用者向けソフトウェア（OS を除く）。

④ アプリケーション提供者

- アプリケーションを提供する事業者又は個人。

⑤ アプリストア

- アプリケーションを提供するストアのことで、利用者はこのストアからアプリケーションをダウンロードする。

⑥ 情報収集モジュール[4]

- アプリケーションに組み込んで利用される一連のプログラムであって、利用者情報を取得するための機能を持つものをいう。

⑦ 情報収集モジュール提供者

- アプリケーション提供者に対し、情報収集モジュールを提供する事業者（当該事業者がアプリケーション提供者に当たる場合を除く。）。

⑧ アプリケーション提供者等

- アプリケーション提供者及び情報収集モジュール提供者の総称。

⑨ 関係事業者等

- スマートフォンをめぐるサービス提供に関係している事業者等。具体的には、アプリケーション提供者、情報収集モジュール提供者、アプリストア運営事業者、OS 提供事業者、移動体通信事業者、端末製造事業者、その他関係しうる事業者等（アプリケーション紹介サイト運営者、広告関係事業者等）のこと。

⑩ プライバシーポリシー

- 関係事業者等が個人情報保護又はプライバシー保護を推進する上での考え方や方針を明らかにする文書[5]。本指針においては、スマートフォンにおいて提供されるアプリケーションや情報収集モジュールについて、具体的な取得情報の項目、利用目的等を記載したものを想定している[6]。

⑪ 通知又は公表

- 「通知」は、書面（郵送等）、電子メール、口頭（電話等）等のいずれかの方法で個別に伝えること。「公表」は、官報・公報・新聞紙等への掲載、インターネット上での公表、パンフレットの配布、窓口等への書面の掲示・備付等のいずれかの方法により公にしておくこと（スマートフォンの場合、通知は書面、電子メールやアプリによるポップアップ等、公表はアプリケーション上又はウェブサイト等へのリンクを張ること等により行うことが想定され

[4] これには、分析ツール、広告ネットワークを含む。
[5] 「プライバシーポリシー」の名称でなくても、利用者情報の取扱いに関する方針を含む。
[6] プライバシーポリシーについては、事業者単位で作成されるもの及びアプリケーション単位で作成されるものがあるところ、本指針においては、基本的にはアプリケーション単位で作成されるものを想定しているが、事業者単位で作成されるものも含まれる。

る。)。

⑫ 個別の情報に関する同意取得[7]

- アプリケーション(組み込まれた情報収集モジュールを含む。以下同じ。)により取得される個別の情報(電話帳、位置情報等)について、取得や取扱いについて独立した形で同意を取得すること。[8]

⑬ ダークパターン

- サービスの利用者を欺いたり操作したりするような方法又は利用者が情報を得た上で自由に決定を行う能力を実質的に歪めたり損なったりする方法で、ユーザインタフェースを設計・構成・運営すること。

⑭ セキュリティ

- 「情報」と「機能」の両面において守るべき資産を脅威から保護すること。本指針においては、利用者情報へのアクセス管理等の対策によって利用者情報が利用者による同意の範囲内で適切に保護されている状態が達成されることや、スマートフォンの機能が利用者の操作やあらかじめの同意なく勝手に利用されてしまうことを防ぐこと。

【補足】

１．利用者情報の取得の有無による区別について

本指針の適用対象たるアプリケーション提供者及び情報収集モジュール提供者には、スマートフォンから利用者情報を自ら取得しない者も含まれる。これは、例えば、アプリケーション提供者がプライバシーポリシーを掲示等していない場合、アプリケーション提供者が利用者情報を取得していないためプライバシーポリシーを掲示等していないのか、利用者情報を取得しているにもかかわらずプライバシーポリシーを掲示等していないのかが不明であること、及び、アプリケーション提供者が利用者情報を取得しない場合であっても、情報収集モジュールにより利用者情報がスマートフォン外部に送信され情報収集モジュール提供者による取得となる場合があることなどに鑑み、利用者が自らの利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て、アプリケーションの利用に関し適切に判断し、行動することを支援するという本指針の趣旨に

[7] 同意取得の方法について、個人情報保護法においては、「事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなくてはならない」とされており（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年 11 月策定。令和５年 12 月一部改正　個人情報保護委員会。以下「ガイドライン通則編」という。）2-16 参照。）、事案に応じて適切な同意取得の方法を検討する必要がある。プライバシー上の懸念が生じうる情報に係る同意取得においても、同様に、情報の性質等に鑑み事案に応じた検討が必要となる。

[8] アプリケーションに係るプライバシーポリシー等に基づき、アプリケーションの利用者情報の取得や取扱いについて一括して同意を取得するアプリケーションに関する同意取得とは異なることに留意。

鑑みたためである。ただし、スマートフォンから利用者情報を自ら取得しない場合には、本指針の取得を前提とした箇所は、適用されない。

２．「取得」について

この指針の適用については、アプリケーション上において利用者本人が自ら利用者情報を提供するか、利用者情報が自動的にアプリケーションの外部に送信されるかにかかわらず、スマートフォン外部へのアプリケーション提供者等に対する利用者情報の送信があれば、通常、当該アプリケーション提供者等による取得があったといえる。

３．広告関係事業者について

広告関係事業者は、その事業形態にもよるが、アプリケーション提供者又は情報収集モジュール提供者に当たる場合が多いと考えられる。

４．アプリケーション内のブラウザを通じて取得される利用者情報について

スマートフォンの利用者情報については、アプリケーションの利用に伴い取得されるほか、当該アプリケーション内のブラウザでウェブサイトを利用する際に、当該アプリケーションの提供者により取得される場合があるため、本指針はアプリケーション内のブラウザを通じて利用者情報を取得する場合にも適用される。アプリケーション内のブラウザが表示するウェブサイトに Javascript タグ等を追加的に組み込むことで、利用者情報を取得する場合には、当該 Javascript タグ等についても、本指針における情報収集モジュールと同等に取扱うこととする。

1.1.3. 本指針の対象者

- 本指針は、アプリケーション提供者等を中心として、スマートフォン上の利用者情報の取扱いに係るあらゆる関係事業者等において、それぞれの役割に応じた形で適用されることを想定している。なお、アプリストア運営事業者、OS 提供事業者、移動体通信事業者、端末製造事業者、その他関係しうる事業者等がアプリケーション又は情報収集モジュールを提供し、利用者情報を直接取得する場合、当該事業者等は、アプリケーション提供者又は情報収集モジュール提供者に該当し、それぞれの取組みを行うものとする。

1.1.4. 基本原則

- スマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、アプリケーション提供者等は、次に掲げる基本原則に従うことが望ましい。

① 透明性の確保

- 利用者情報の取得・保存・利活用・第三者提供・消去及び利用者関与の手段の詳細について利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く。利用者に通知又は公表あるいは利用者の同意を取得する場合、その方法は、利用者がアプリケーションを利用する際の方法等を考慮して利用者が容易に認識かつ理解できるものとする。

② 利用者関与の機会の確保

- その事業の特性に応じ、その取得する情報や利用目的、第三者提供の範囲等必要な事項につき、利用者に対し通知又は公表あるいは必要な場合には同意取得を行う。また、利用者情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供することととする。これらの利用者関与の機会の確保に当たっては、利用者が容易に理解できる方法で情報提供を行うこととする。

③ 適正な手段による取得の確保[9]・不適正利用の禁止

- 利用者情報を適正な手段により取得することとする。また、取得した利用者情報について、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法で取り扱わないこととする。

④ 適切な安全管理の確保

- 取り扱う利用者情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の利用者情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じることとする。

⑤ 苦情相談への対応体制の確保

- 利用者情報の取扱いに関する苦情相談に対し適切かつ迅速に対応することとする。

⑥ プライバシー・バイ・デザイン／セキュリティ・バイ・デザイン

- 開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようにあらかじめ設計することとする。利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリケーションやサービス等の設計・開発を行うこととする。
- 開発時から、セキュリティが適切に確保されるよう、アプリケーションの企画及び設計の段階から、セキュリティの確保について検討し、適切な仕組みをアプリケーションに組み込

[9] 個人情報保護法上、「偽りその他不正手段」により個人情報を取得してはならないとされている（同法第 20 条第 1 項）。この点、「不正の手段」には、「偽り」のほかにも、不適法な又は適正性を欠く方法や手続も含まれ、具体的な判断については、事案ごとに同法その他の法令の趣旨や社会通念に委ねられると解されている（園部逸夫ほか『個人情報保護法の解説 第三次改訂版』（令和 4 年、ぎょうせい）161 頁）。

むこと。

⑦ 特定の情報及び利用者の属性に応じた配慮

- 利用者本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう特定の情報について適切な配慮を行うとともに、利用者の属性に応じ必要な対応を行い情報を適正に取り扱うこととする。

【補足】

個人情報保護法における個人情報への該当性等について

個人情報保護法において「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報（※）であって」、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（法第２条第１項第１号）、又は「個人識別符号が含まれるもの」（同項第２号）をいう。

※本欄では生存する利用者に関する情報を想定する。

【単体で特定の個人の識別性がある場合】

スマートフォンからアプリケーション提供者等が取得する利用者情報に特定の個人の識別性がある場合、個人情報となる。例えば、電話帳においては、一般的に氏名と組み合わせた電話番号及びメールアドレス等、特定の個人の識別が可能な情報が登録される場合が多く、一般的に電話帳を取得すると個人情報を含む内容を取得することになると考えられる。契約者情報も、一般的に、氏名と組み合わせた住所等を含み特定の個人の識別が可能であるため契約者情報を取得すると個人情報として取り扱う必要があると考えられる。

【他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人の識別性を獲得する場合】

また、スマートフォンからアプリケーション提供者等が取得する利用者情報単体でみた場合に特定の個人の識別性がない場合であっても、取得した者が有している情報等、他の情報と容易に照合し特定の個人の識別性を獲得する場合には個人情報となる。例えば、電話番号、メールアドレス、契約者・端末固有 ID、ログイン ID 等が情報単体では特定の個人の識別性がない場合でも、契約者の氏名等個人情報と容易に照合することができる場合には特定の個人の識別性を獲得する。

また、ログインのための識別情報は、通常、単なる数字や記号等、それ単体では特定の個人の識別性を有しない。

上記の各 ID のいずれについても、それ自体にアルファベットの氏名を含む場合等、特定の個人の識別性を有することがある。

【行動履歴や利用履歴に関する情報】

行動履歴や利用履歴に関する情報としては、GPS や基地局・Wi-Fi アクセスポイント情報に基づく位置情報、通信履歴（通話内容・履歴、メール内容・送受信内容等）、ウェブサイト上の行動履歴等が蓄積される場合がある。また、アプリケーションの利用により蓄積される情報やアプリケーションの利用ログ、システムの利用に関するログ等が蓄積されることもある。これらは、それ自体で一般には特定の個人の識別性を有しないことが多いと考えられるが、長期間網羅的に蓄積した場合等において、態様によって特定の個人を識別可能となる結果、個人情報に該当する場合もある。移動履歴は、短期間のものでも、自宅、職場等の情報と等価になる場合がある。また、大量かつ多様なこれらの履歴の集積については、個人の人格と密接に関係する可能性が指摘される。

【図表 1：スマートフォンにおける利用者情報の性質と種類】

区分	情報の種類	情報の種類	利用者による変更可能性	特定の個人の識別性等
第三者に関する情報	電 話 帳 で管理されるデータ	氏名、電話番号、メールアドレス等	×～△	電話帳には一般に氏名、電話番号等が登録されることが多く、特定の個人の識別性を有している場合が多い。
利用者の識別に係る情報	氏名、住所等の契約者情報	氏名、生年月日、住所、年齢、性別、電話番号等の情報や、クレジットカード番号等の個人信用情報等	×～△	契約者情報には一般に氏名、住所等が含まれており、特定の個人の識別性を有している場合が多い。
	ログインに必要な識別情報	各種サービスをネット上で提供するサイトにおいて、利用者を特定するためにログインさせる際に利用される識別情報	△～○ 利用者が必要に応じて変更・修正を行うことが可能	・ログインのための識別情報は変更可能な場合も有り。 ・ログインのための識別情報は、それ自体で氏名等、特定の個人の識別性を有する場合もある。単なる数字や記号等で単体では特定の個人の識別性を有さない場合もあるが、アプリケーション提供事業者等において他情報と容易に照合できる場合、特定の個人の識別性を有する。
	クッキー技術を用いて生成された識別情報	ウェブサイト訪問時、ブラウザを通じ一時的に PC に書込み記録されたデータ等	○ 利用者が必要に応じて消去することが可能	・利用者がブラウザ上で消去やオプトアウトを行うことが可能。 ・単体では特定の個人の識別性を有しないが、発行元等において他情報と照合し特定の個人の識別性を有する場合がある。
	契約者・端末固有 ID	OS が生成する ID（Android ID）、独自	×	・スマートフォンの OS やシステムプログラム、SIM

		端末識別番号（UDID）、加入者識別 ID（IMSI）、IC カード識別番号（ICCID）、端末識別 ID（IMEI）、MAC アドレス、Bluetooth Device Address 等	端末交換や契約変更をしない限り変更が困難	カード、端末そのもの等に割り振られ管理される。利用者は端末交換や契約変更をしない限り変更困難。 ・単体では特定の個人の識別性を有しないが、他の情報と容易に照合できる場合、特定の個人の識別性を獲得する可能性がある。 ・同一 ID に紐付けて行動履歴や位置情報を集積する場合、プライバシー上の懸念が指摘される。
	広告 ID	IDFA（Identifier For Advertisers）、AdID（Advertising ID）	○ 利用者が必要に応じて、許可・変更・修正を行うことが可能	・単体では特定の個人の識別性を有しない。他の情報と容易に照合できる場合、特定の個人の識別性を獲得する可能性がある。 ・利用者が OS 機能やその設定によって、各アプリケーションでのアクセスを個別にオプトイン又はオプトアウトすることが可能。
	ベンダーID	IDFV（Identifier for Vendor）、AppSetId	× オプトアウトの手段が提供されていないケースがある	・同じデバイス上で動作する同じベンダー（アプリケーション提供者）のアプリでは同じ値となる識別子。 ・単体では特定の個人の識別性を有しない。他の情報と容易に照合できる場合、特定の個人の識別性を獲得する可能性がある。
通信サービス上の行動履歴や利用者の状態に関する情報	通信履歴	通話内容・履歴、メール内容・送受信履歴	×～△ 端末や電気通信事業者のサーバーにおいて管理	・通信相手、記録の性質等により特定の個人の識別性を有する場合がある。 ・電気通信事業者の取扱い中のものは通信の秘密の保護の対象。 ・通信履歴はプライバシー上の懸念が指摘される。

	ウェブサイト上の行動履歴	利用者のウェブサイト上における閲覧履歴、購買履歴、検索履歴等の行動履歴	×～△ 端末やウェブサイト管理者、アプリケーション提供者等のサーバーにおいて管理	・利用者の行動履歴や状態に関する情報については、内容・利用目的等によりプライバシー上の懸念が指摘される。 ・蓄積された場合等、態様によって個人が推定可能になる可能性がある。
	アプリケーションの利用履歴等	アプリケーションの利用履歴・記録されたデータ等、システムの利用履歴等		
	位置情報	GPS 機器によって計測される位置情報、基地局に送信される位置登録情報、Wi-Fi ルータによって計測される位置情報、Bluetooth ビーコンによって計測される位置情報[10]		
	写真・動画等	スマートフォン等で撮影された写真、動画等		・内容、利用目的等によりプライバシー上の懸念がある。 ・個人が判別できる写真・動画等は、個人情報に該当する。

10 「位置情報プライバシーレポート」https://www.soumu.go.jp/main_content/000434727.pdf

外国事業者について　近年は外国事業者によるアプリケーションや情報収集モジュールの提供が多く行われている。この点について、個人情報保護法第 171 条においては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用することとされている。

また、利用規約等において、専属的合意管轄裁判所を外国裁判所とし、準拠法を外国法としている場合においても、消費者である利用者からの訴訟提起の際や、不法行為に基づく請求の際には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められ、準拠法を日本国法とされる可能性がある。

したがって、外国事業者であっても、我が国においてサービスを提供する場合には、本指針を参照すべきである。

1.2. アプリケーション提供者等における取組

（アプリケーション提供者及び情報収集モジュール提供者）

1.2.1. アプリケーション提供者の取組

≪期待される役割≫

- アプリケーション提供者は、利用者情報を取得する場合、自身の利用者情報の取扱いに責任を負っていると考えられる。
- アプリケーション提供者は、アプリケーションを提供する場合において、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが望ましい。
- アプリケーションに組み込む情報収集モジュールに関しても、自己の意思で組み込み、情報収集モジュールから利益を得ている場合もあることから、情報収集モジュールの組み込みにあたって上記の点に十分に配慮するとともに、情報収集モジュールの透明性の確保や利用者関与の機会を確保することができるよう、情報収集モジュール提供者と協力すること望ましい。
- 利用者情報を取得しないアプリケーション提供者においても、利用者に対し、利用者情報を取得していない旨等を、あらかじめ通知又は公表することが望ましく、また、そのアプリケーションに組み込まれた情報収集モジュールにより利用者情報の取得が行われる場合は、その旨をあらかじめ通知又は公表し、オプトアウトの機会を提供することが望ましい。

≪具体的な取組内容≫

1.2.1.1. プライバシーポリシーの作成[11]

- アプリケーション提供者は、個別のアプリケーションについて、以下の①から⑩までの事項について明示するプライバシーポリシーをアプリケーションごとに日本語であらかじめ作成し[12]、利用者が容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張ることが望ましい。

① アプリケーション提供者の氏名又は名称及び連絡先等

- アプリケーション提供者の氏名又は名称及び連絡先等[13]を記載することが望ましい。

---

11 メッセージ媒介サービス、SNS、検索サービス、ホームページの運営等の対象となる電気通信役務を営んでいる電気通信事業者は、外部送信規律への対応が必要となる。詳細については、1.2.1.7.を参照すること。

12 一のプライバシーポリシーに、複数のアプリケーションについてまとめて記載する場合であって、アプリケーションごとに取得・利用する情報が異なる場合には、取得・利用する情報の内容や利用目的等について、アプリケーションごとに分けて記載することが望ましい。

13 個人情報を取り扱う場合は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名

② アプリケーション提供者が取得する利用者情報の項目等

- アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、スマートフォン外部への送信等により取得する旨を記載するとともに、その取得する利用者情報の項目・内容を列挙することが望ましい[14][15]。また、アプリケーション提供者が利用者情報を取得しない場合は、その旨を記載することが望ましい。
- アプリケーション提供者は、アプリケーションの主要な機能に関係する情報にのみアクセスする、アプリケーションの実行に必要な情報に限って収集及び使用する等、利用者情報の取扱いは、その利用目的との関係において適切で関連性があり、かつ、必要最小限の範囲とすることが望ましい。

③ アプリケーション提供者による取得方法

- アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、利用者の入力によるものか、アプリケーションがスマートフォン内部の情報を自動取得するものなのか等取得方法を明確に示すことが望ましい。

④ 利用目的の特定・明示

- アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、利用者情報を、アプリケーション自体の利用者に対するサービス提供（提供するサービス概要を簡単に記載する等）のために用いるのか、広告配信・表示やマーケティング目的のために取得するのか、それら以外の目的のために用いるのかを明確に記載することが望ましい。
  - アプリケーション自体が利用者に提供するサービス以外の目的のために利用する場合については、利用者が利用目的や利用方法を容易に想定できないことから、利用目的と取得する利用者情報の項目の関係について丁寧な説明を行うことが望ましい。
  - 広告配信・表示やマーケティング目的のために利用者情報の取得を行う場合には、適切にその目的を明示することが望ましい。利用者に対してターゲティング広告等の配信を行う場合にはその旨記載することが望ましい。
  - 利用者に関する行動・関心等の情報を分析するいわゆるプロファイリング[16]を行う場

---

14 その際、利用者への影響が大きいと考えられるものから順に記載する等、利用者が理解しやすい方法で記載することが望ましい。

15 例えば、プロファイリングにより利用者を分類する場合において、利用者が本人の分類の状況を確認できるようにすることは、利用者情報の取扱いの予測・想定に資すると考えられる。

16 GDPR では「自然人と関連する一定の個人的側面を評価するための、特に、当該自然人の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味関心、信頼性、行動、位置及び移動に関する側面を分析又は予測するため、個人データの利用によって構成されるあらゆる形式の個人データの自動的な取扱いを意味する。」（第４条）と定義されている。

合には、どのような取扱いが行われているかを利用者が予測・想定できる程度に利用目的を特定するとともに、かかる分析処理を行うことを含めて利用目的を特定することが望ましい[17]。

- 現段階では利用目的が明確ではなく、将来的な活用を見込んで利用目的の範囲を定めず様々な利用者情報を取得することは、必ずしも利用目的が特定されているとはいえないため、想定される利用目的の範囲をできるだけ特定し利用者に通知又は公表あるいは同意取得をした上で、その範囲で情報を取得し取り扱うことが望ましい。

⑤ 第三者提供、外国の第三者に対する提供、共同利用及び情報収集モジュールに関する記載事項

［第三者提供に関する記載事項］[18]

- アプリケーション提供者が取得した利用者情報を第三者提供する場合（第三者が当該情報にアクセスする権限を付与する場合を含む。）、第三者への提供を利用目的とすること及び第三者に提供される利用者情報の項目等を明確にプライバシーポリシーに記載することが望ましい。

［外国の第三者等に提供する場合の記載事項］[19][20]

- 外国にある第三者や委託先、共同利用相手へ利用者情報を提供する場合には、外国にある第三者等への提供を利用目的とすること、提供される利用者情報の項目及び提供先の第三者等の所在国の名称等をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。

［共同利用する場合の記載事項］

- アプリケーション提供者が、特定の者と利用者情報を共同利用する場合には、①共同利

17 プロファイリング結果に基づき、利用者にとって重要な決定が自動的に行われることがある場合には、その旨や当該決定に至る際に依拠する基準等を明示することが望ましい。

18 アプリケーション提供者が取得した利用者情報を第三者提供する場合、あらかじめ本人の同意を取得することが適切である。ただし、本指針では具体的に取り扱わないが、オプトアウトによる第三者提供を否定するものではない。なお、個人データの第三者提供に該当する場合には、個人情報保護法に基づき、原則としてあらかじめ本人の同意を取得しなければならない（同法第 27 条第 1 項）。

19 個人データに該当する利用者情報を外国（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定める外国を除く。）にある第三者（同規則第 16 条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。）に提供する場合、個人情報保護法により、原則として、提供先の第三者の所在国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報提供を行った上で、外国にある第三者への提供を認める旨の同意を取得することがあらかじめ必要になることに留意。なお、個人情報保護委員会規則で定める国とは、平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号に定める国を指す。

20 総務省告示により指定された電気通信事業者は、特定利用者情報を外国に保存する場合や外国の第三者に委託する場合には、情報取扱方針に必要な事項を記載する必要があることに留意が必要である。

用をする旨、②共同利用される利用者情報の項目、③共同して利用する者の範囲[21]、④利用する者の利用目的[22]、及び⑤当該利用者情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称[23]及び連絡先[24]を明確にプライバシーポリシーに記載することが望ましい[25]。

［情報収集モジュール等に関する記載事項］

- 情報収集モジュール提供者の提供する情報収集モジュール（以下単に「情報収集モジュール」という。）が組み込まれていない場合は、アプリケーション提供者以外の第三者が情報収集モジュールを用いて利用者情報を取得しない旨をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。
- アプリケーション提供者が情報収集モジュールを組み込む場合、アプリケーションを通じた情報収集の実態について明らかにする上で、アプリケーション提供者は、自らが組み込んでいる情報収集モジュールを用いたサービスの名称、提供者等の基本的な情報について、利用者に対して説明することが望ましい。
- 具体的には、アプリケーション提供者は、アプリケーションに情報収集モジュールを組み込んでいる場合、アプリケーションのプライバシーポリシーにおいても、①組み込んでいる情報収集モジュールの名称、②情報収集モジュール提供者の名称（外国にある第三者の場合はその国名）、③取得される利用者情報の項目、④利用目的、⑤情報収集モジュール提供者による情報利用の有無（ある場合はその目的）、⑥第三者提供・外国の第三者への提供・共同利用の有無等[26]について情報収集モジュールごとに記載するとともに、各情報収集モジュール提供者のプライバシーポリシーにリンクを張る等して容易に参照できるようにすることが望ましい（情報収集モジュール提供者のプライバシーポリシーが日本語でない場合、アプリケーションのプライバシーポリシーにおいてその概要を

---

21 共同利用する者の範囲には、必ずしも共同利用者の名称等を個別に全て列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

22 利用目的は、全て記載する必要がある。利用者情報の項目によって利用目的が異なる場合は、項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。

23 全共同利用者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者の氏名又は名称を記載する。

24 ⑤について、個人データを共同利用（個人情報保護法 27 条５項３号）する場合には、当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く必要がある。なお、個人データの共同利用については注釈 25 も参照。

25 個人情報保護法上、特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号に規定されている情報を、提供に当たりあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しないこととされているところ、必要な事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていない場合には、これに当たらないことに留意する必要がある。

26 情報収集モジュールにより③取得される情報の項目、④利用目的、⑤第三者提供・共同利用の有無等について、情報収集モジュールのプライバシーポリシーやウェブサイト等に明示されている場合、そのリンクを張る等により代えることも可能であるが、その場合には、リンク先の記載の概要を併記することが望ましい。

明示する)。なお、その際、情報収集モジュールによりスマートフォン外部に利用者情報が送信される旨が分かるようにプライバシーポリシーに記載し、利用者の求めに応じて情報送信の停止(オプトアウト)の機会を提供することが望ましい。

⑥ 同意取得の方法及び利用者関与の方法

- 同意取得の方法:同意取得の対象となる利用者情報の範囲・取扱方法等についてプライバシーポリシーに記載することが望ましい。また、同意取得の方法がダークパターンとならないよう留意することが望ましい。
  - 利用者情報の取扱いについて同意しなければ利用することができない機能と、同意をせずとも利用することができる機能がある場合には、同意を取得する前に明示するとともに、あらかじめ同意をしない選択肢も提示することが望ましい。
- 利用者関与の方法:利用者情報の取得・利用を中止する方法等をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。
  - アプリケーション提供者による利用者情報の取得・利用を中止してほしい場合に、アプリケーションそのものをアンインストールする以外に方法がないときは、その旨プライバシーポリシーに記載することが望ましい。
  - アプリケーションを使用しながら、アプリケーション提供者による利用者情報の取得が中止される方法がある場合、又は利用者情報の取得は継続されるがその利用が中止される方法がある場合には、そのいずれであるかが分かるようにしてプライバシーポリシーに記載することが望ましい。
  - 利用者情報の取得・利用を中止することにより利用することができなくなる機能がある場合には、利用できなくなる範囲について明示することが望ましい。
  - プロファイリングを含むアプリケーション提供者による利用者情報の取扱いに異議がある場合に、その旨アプリケーション提供者へ申し立てる方法についてプライバシーポリシーに記載することが望ましい。

⑦ 問合せ窓口

- アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、利用者情報の取扱いに関する問合せ窓口の連絡先等(電話番号、メールアドレス、問い合わせフォーム等)をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。

⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

- プライバシーポリシーの変更を行った場合の通知方法等を記載することが望ましい。

⑨ 利用者の選択の機会の内容、データポータビリティに係る事項

- 利用者情報の取得・利用の停止を利用者が求めることができるか否かをプライバシーポ

リシーに記載するとともに、停止を求める方法や停止後にアプリケーションを継続して利用することが可能であるかについて記載することが望ましい。

- データポータビリティを確保している場合には、利用者情報の移転を行う方法や、移転先の条件についてプライバシーポリシーに記載することが望ましい。

⑩ 委託に関する事項

- 利用者情報の委託を行う場合には、委託を行う情報の内容や委託先、委託の目的をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。

【補足】

プライバシーポリシーは、基本原則に定められた「透明性の確保」や「利用者関与の機会の確保」等を実現するための中核となる手段である。そのため、アプリケーション提供者の取組として、まずプライバシーポリシーの具体的な作成項目を示している。

様々な利用者情報が大規模に蓄積されるスマートフォンにおいては、アプリケーションのプライバシーポリシーについては原則として企業全体のプライバシーポリシーやアプリケーションの利用規約と別に策定されることが望ましい。また、アプリケーションのプライバシーポリシーを策定する際には、企業全体のプライバシーポリシーや当該アプリケーションの利用規約との整合性について確認し、必要に応じて調整を行うことが期待される。

なお、利用者から観た際に、利用者情報の取得がされないためプライバシーポリシーを作成・公表していないのか、取得がされているにもかかわらず作成・公表していないのか不明確であると利用者が不安になる可能性があるため、利用者が自らの利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て、アプリケーションの利用に関し適切に判断し、行動することを支援するという本指針の趣旨に鑑み、利用者情報をアプリケーション提供者が取得していない場合においてもプライバシーポリシーを通知又は公表することが望ましい。具体的には、アプリケーション提供者が利用者情報を取得していない場合には、①、②、⑦及び⑧を記載したプライバシーポリシーへのリンクを張る、又はアプリストアのアプリケーション紹介文において記載する等して公表することが考えられる。

1.2.1.2. プライバシーポリシー等の運用

（１） 通知・公表又は同意取得の方法

[一般的な取扱い]

- アプリケーション提供者は、プライバシーポリシーを定め公表するとともに、アプリケーションをダウンロード又は利用開始しようとする者が容易に参照できる場所に掲示又はリン

クを張ることが望ましい[27]。

- アプリケーションをダウンロード又は利用開始しようとする者がスマートフォンの画面上で容易に理解できるように、プライバシーポリシーの分かりやすい概要を作成して利用者が容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張る等、利用者にとって分かりやすい方法[28][29]で示されることが望ましい（概要から詳細なプライバシーポリシーへリンクを張る方法等も有用である）。
- プライバシーポリシーによる通知又は公表あるいは同意取得は、原則として利用者がアプリケーションをダウンロード又はインストールあるいは利用開始しようとする前に行うことが望ましく、それらの時点で行うことが難しい場合には、初回起動時に処理が実行される前に行うことが望ましい。
- 特に同意取得を要する利用者情報[30]については、アプリケーションをダウンロード又はインストールあるいは利用開始する前、初回起動時に処理が実行される前など、当該情報を取得するための処理が実行されうる前に同意取得が行われるように設計することが望ましい。
- アプリケーションに関する OS によるパーミッションは一般にアプリケーションがどのような情報にアクセスするかを示しているが、利用目的やスマートフォン外部への送信・第三者提供・共同利用の有無等の項目の記載がない場合には、OS によるパーミッションのみでは本項に示す通知又は公表あるいは同意取得として十分ではない[31]。OS によるパーミッションが表示される際に別途[32]アプリケーション提供者が作成したプライバシーポリシーのリンク先を示す等の方法により通知又は公表を行うか、必要に応じて個別の情報に関する同意取得等を行うことが望ましい。

[同意取得等を要する利用者情報の取扱い]

- アプリケーション提供者による、プライバシー性が高いと考えられる利用者情報の取得又は利用のうち、現状の利用実態を踏まえ代表的なものの取扱いについて、以下のとおり

---

27 アプリケーションをダウンロード又は利用開始した後に利用者がプライバシーポリシーを確認した場合、既に利用者情報が取得されている可能性があるため、利用者がアプリケーションをダウンロード又は利用開始する前に通知又は公表することが望ましい。なお、原則としてアプリストアのアプリケーション紹介ページにプライバシーポリシーへのリンクを張ることが望ましい。ただし、アプリケーションの利用開始後に利用者がプライバシーポリシーを容易に確認することを可能とするため、アプリケーション内にもプライバシーポリシーが掲示されていることが望ましい。

28 例えば、1.2.1.1.に示したプライバシーポリシーに記載する事項について、アプリケーションごとにその概要を作成し、アイコン等を用いてアプリストアの個別ページに掲示する方法が考えられる。

29 利用者の属性（こども、高齢者等）に配慮して適切な情報提供が行われることが望ましい。

30 病歴、健康診断の結果等の要配慮個人情報に該当する利用者情報を取得する場合、個人情報保護法により原則として同意の取得が必要になることに留意（同法第 20 条第２項）。

31 OS のパーミッション等において、実際に取得される情報の項目及び利用目的等が具体的に記載されるような形式がとられた場合等には、当該パーミッションにより通知・同意を行う可能性もある。

32 OS のパーミッションを表示する際に合わせて表示される自由記入欄にプライバシーポリシーを表示することも一案と考えられる。

個別に対応することが望ましい。

① 個人情報を含む電話帳情報　アプリケーションが提供するサービスの目的に応じ必要とされる範囲（フィールド）を限定するとともに、プライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい[33]。

② センシティブ情報[34]　不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報を収集する場合については、取得する情報の項目を明示した上で、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい[35]。また、プロファイリングによりセンシティブ情報を予測・生成する行為は、センシティブ情報の取得につながるおそれも否定できないと考えられることから、原則として実施しないこととし、実施する場合には、利用者本人に対して個別の同意取得を行うことが望ましい。

③ こどもの利用者情報[36]　こどもが利用する可能性があるサービスを企画・開発する際には、こどものプライバシーを高い水準で確保するための適切な措置を講じることが望ましい[37]。例えば、プライバシーポリシーを簡潔で目立つように、利用者の年齢に適した明確な表現で記載したりすることが考えられる[38]。また、特に低年齢のこどもに関する利用者情報の取扱いに当たっては、事前に法定代理人等から個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい[39]。さらに、こどもの利用者情報のプロファイリングに基づくターゲティング広告の表

---

33 その場合であってもこれらの情報は第三者に関する個人情報を含むにもかかわらず、一方当事者である利用者の同意のみしか得られていないため、利用者の一定の責任を免れない場合もあると考えられる。

34 人種・信条・病歴等のほか、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する利用者情報をいう。

35 個人情報保護法上の要配慮個人情報を取得する場合には、同法第 20 条第 2 項に従い、原則としてあらかじめ本人の同意を得ることが必要である。

36 対象とする年齢範囲については、例えば米国の児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）は 13 歳未満を対象としているほか、GDPR におけるこどもの同意については、16 歳未満（加盟国ごとに 13 歳を下回らない範囲で設定が可能）の場合は親権者による同意が必要とされており、これらを参考とすることが考えられる。

37 英国 Children’s Code（Age Appropriate Design Code ）が示す行動規範も参照しながら、プライバシーポリシーの作成・運用、アプリの開発等を行うことも考えられる。

38 こども向けのプライバシーポリシーを別途用意することも有用である。

39 個人情報保護法上、本人同意の取得が必要であり、当該本人が未成年である場合については、「対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には 12 歳から 15 歳までの年齢以下のこどもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられ」るとされていることにも留意が必要である（個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」QA1-62）。

示は実施しないことが望ましい。

④ 利用者行動のトラッキング　利用者は、端末やアプリケーション等によって提供される広告 ID 等の識別子に関連付けられることがあり、これらの識別子を他の情報と組み合わせることで、特定の個人の識別性を獲得する可能性があると考えられること、また、特定の個人の識別性は獲得しないものの利用者に対するプロファイリングが可能となることから、プライバシー侵害を回避する観点又は利用者利益の保護の観点から、事業者横断的なトラッキングを実施するために利用者情報を取得する際には、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい[40]。

⑤ 契約者・端末固有 ID 等、契約や端末に対して一義的に指定・作成され、利用者側で変更が困難であるが、幅広い主体により利用される可能性があるものが ID 等の情報を取得するアプリケーション提供者等において特定の個人の識別性を有する情報と結びつきうる形で利用される場合　同一 ID の上に様々な情報が時系列的に蓄積し得ること、当該アプリケーション提供者等又は第三者において特定の個人の識別性を有する可能性があることから、個人情報保護法への抵触やプライバシー侵害の可能性を考慮し、個人情報に準じた形で取り扱うことが望ましい。具体的には、取得される項目及び利用目的を明確に記載し、その目的の範囲内で適正に扱うこととすることが望ましい[41]。

⑥ GPS 等による位置情報[42]は、アプリケーションが提供するサービスの提供又は機能に直接関連する場合にのみ取得することが望ましい。また、アプリケーション提供者は、プライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行うとともに、取得する位置情報の粒度や、取得する条件について利用者が設定可能とする等、取扱いに留意することが望ましい。

⑦ 通信内容・履歴、メール内容・送受信履歴等の通信履歴の取得　通信相手等の特定の個人の識別性を有する場合があること、及び通信の内容を含むプライバ

---

40 電気通信事業法における外部送信規律は、同意の取得を義務とするものではなく、通知又は容易に知り得る状態に置くことを求めるものであるところ、ここでは取り組むことが望ましい事項として記載している。

41 これらの情報は個人情報や個人関連情報に該当し得るため、個人情報保護法の規定を遵守する必要があることにも留意が必要。

42 位置情報の同意取得については、例えば、総務省の「位置情報プライバシーレポート～位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的利活用の両立に向けて～」（平成 26 年 7 月）も参考となり得る。また、電気通信事業者においては、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン第 41 条も合わせて参照されたい。

シー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい[43]。

⑧ スマートフォンのアプリケーションの利用履歴[44]やスマートフォンに保存された写真・動画　アプリケーションによるサービス提供のために必要な範囲で用いられる場合を除き、プライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい。また、アクセス範囲の限定等の設定を可能にする等、取扱いに留意することが望ましい。

【補足】

1.　プライバシーポリシー等の運用

プライバシーポリシーにより、利用者に対し、利用者情報の取得等に関して説明することは、アプリケーション提供者が社会の信頼を確保するために重要である。

個人情報の保護に関する基本方針では、プライバシーポリシー等を策定・公表することにより、「個人情報を目的外に利用しないことや苦情処理に適切に取り組む等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知・公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である」ことが示されている。

さらに、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインにおいては、「電気通信事業者は、アプリケーションソフトウェア（以下「アプリケーション」という。）を提供する場合において、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが適切である」ことが定められており、事業者単位でのプライバシーポリシーではなく、アプリケーション単位でプライバシーポリシーを定め、公表することが示されている。

こうした観点により、1.2.1.1.プライバシーポリシーの作成において、具体的なプライバシーポリシーの項目を示しているが、プライバシーポリシーは、あくまでも手段であり、適切に運用されて初めて、利用者の信頼を得ることができるとともに、アプリケーション提供者の関係法令等の遵守に資するものである。そこで本節では、プライバシーポリシー等の運用に関わる具体的な取組を示した。

---

43 通信の相手方や内容に含まれる第三者の同意を得ない場合に、アプリケーション提供者等や利用者が一定の責任を免れないこともあると考えられる。

44 アプリケーションの品質向上等のために当該アプリケーションの利用履歴等を活用することは、アプリケーションにより提供されるサービス提供の一環と考えられるため、プライバシーポリシー等に明示しアプリケーションに関する通知又は公表あるいは同意取得を行うことで可能である。一方、他アプリケーションの利用履歴等については、分析、広告配信・表示やマーケティングを目的として取得することは望ましくない。アプリケーションのサービス提供に関連する場合であっても、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい。

2. プライバシーポリシーの掲示場所等

プライバシーポリシー等を適切に運用し、透明性を高めるためには、利用者が容易にプライバシーポリシーを確認できることが重要である。そのような観点から、容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張ることを求めている。

3. 通知・公表又は同意取得のタイミング

まず、アプリケーションをダウンロード又は利用開始した後にプライバシーポリシーを確認した場合、既に利用者情報が取得されている可能性があるため、利用者がアプリケーションをダウンロード又は利用開始する前に通知又は公表することが望ましい。なお、原則としてアプリストアのアプリケーション紹介ページにプライバシーポリシーへのリンクを張ることが考えられるが、一方で、アプリケーションの利用開始後に利用者がプライバシーポリシーを容易に確認することを可能とするため、アプリケーション内にもプライバシーポリシーを掲示することが望ましい。

4. 同意取得等を要する利用者情報の取扱い

「プライバシー情報の収集について、本人の同意がある場合や、収集方法等に照らして定型的に推定的同意があると認められる場合には、人格的自律ないし私生活上の平穏を害する態様で収集されたということはできない」（東京地判平成 22 年 10 月 28 日客室乗務員 DB 事件）といった裁判例等、プライバシー性の高い情報を取得・利用・提供する場合、本人の同意があればプライバシー権侵害に当たらない場合がある。そのような観点から、アプリケーション提供者等がプライバシー性の高い利用者情報を取得する場合又はプライバシー性の高い態様で利用者情報を利用する場合には、個別の取得・利用に関する同意を取得することによりプライバシー侵害を回避しうる。

有効な同意と認められるかは、事案に応じて検討が必要である。例えば、アプリケーションに関する OS によるパーミッションにより「アプリケーションが当該情報にアクセスする権限」に対する許諾を得たとしても、「利用目的」、「利用者情報の外部送信」及び「第三者提供」について説明がない場合には、単体では第三者提供に係る同意取得の条件を満たしているとはいえないとの指摘がある。

（2） 利用者関与の方法

- 利用者情報が、プライバシーポリシーに反して、取得され又は取り扱われていることが明確である場合等については、利用者からの申出を受け利用の停止又は消去を行うことが望ましい。また、その手段についてプライバシーポリシーへ記載する等、利用者にとって参照しやすい方法で情報提供されることが望ましい[45]。

[45] 個人情報保護法上、保有個人データが特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われて

- 利用者が利用者情報の範囲・取扱方法について同意した場合であっても、その同意の後に、簡単にアクセスでき、かつ、分かりやすい方法で当該同意の撤回等ができる機会を提供し、また、同意の撤回方法をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。
  - ダークパターンを回避するため、同意を取得する場合と同程度の操作により同意の撤回画面へアクセスできるようにすることが望ましい。

（３） アプリケーションの更新等によるプライバシーポリシーの変更

- アプリケーションの更新等によりプライバシーポリシーを変更する場合は、利用者に対し、通知することが望ましい。
- アプリケーションの更新等によりプライバシーポリシーに定めた利用目的から関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的が変更となる場合には、利用者から同意を取得することが望ましい[46]。
- なお、アプリケーションの更新等により、当初の同意取得の対象であった利用者情報の範囲・取扱方法が変更される場合には、元の利用者情報の範囲・取扱方法について、利用者との間での合意が成立しているため、利用者から同意を取得することが必要となる。

1.2.1.3. 苦情相談への対応体制の確保

- 利用者情報を取得するアプリケーション提供者は、利用者情報の取扱いに関する苦情や相談の適切かつ迅速な処理に努める。具体的には、苦情相談の窓口・連絡先を設置する等必要な体制の整備に努めることが望ましい。

［情報収集モジュールを組み込む場合の取扱い］

- アプリケーション提供者は、利用者から、情報収集モジュール提供者による利用者情報の取扱いに関する苦情相談があった場合であって、自らその苦情相談を処理することができないときは、情報収集モジュール提供者の相談窓口・連絡先に利用者を誘導することが望ましい。

いる場合等一定の場合については、本人は当該保有個人データの利用の停止又は消去を請求することができ（同法第 35 条第 1 項）、また、保有個人データが第三者提供等に関する規制に違反して第三者に提供されている場合には、本人は当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる（同条第 3 項）とともに、保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合等においては、本人は当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる（同条第 5 項）。また、これらの請求に応じる手続は、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならないこととされている（同法第 32 条第 1 項第 3 号）。

[46] 個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用する場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を取得しなければならないことに留意が必要である（個人情報保護法第 18 条第 1 項）。

1.2.1.4. 適切な安全管理措置

- 取り扱う利用者情報が漏えい、滅失又はき損の危険にさらされることがないように、利用者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることが望ましい[47]。
- 利用目的に必要な期間に限り保存し、目的達成等により不要となった際には、適切に消去することが望ましい。
- 利用者がアプリケーションをアンインストール等したこと又は一定期間利用していないことが判明した後のデータの保存期間、その後の処理等についてあらかじめ定めておくことが望ましい。
- 利用者情報を取得するアプリケーション提供者が、利用目的の達成に必要な範囲において、利用者情報の取扱いの全部又は一部を外部委託する場合は、委託先における利用者情報の取扱いの安全管理についても監督することが望ましい[48]。

1.2.1.5. アプリケーションの開発時における留意事項

- アプリケーション提供者は、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるように、アプリケーションの企画及び設計の段階から、当該アプリケーションにおける利用者情報の取り扱われ方について検討し、適切な仕組みをアプリケーションに組み込むことが望ましい。アプリケーション提供者がアプリケーションの開発を委託する場合、委託先とともに利用者情報の取扱いに関する要求事項を整理し、当該要求事項がアプリケーションに組み込まれるよう指示し、監督することが望ましい。加えて、アプリケーション提供者は、あらかじめプライバシーポリシーを作成するとともに、委託先からのアプリケーションの納品を受ける際に、プライバシーポリシーの記載事項とアプリケーションの挙動が一致するかを検証することが望ましい。

1.2.1.6. ダークパターン回避の対応

- 利用者利益の保護を図るため、サービスの利用者を欺いたり操作したりするような方法又は利用者が情報を得た上で自由に決定を行う能力を実質的に歪めたり損なったりする方法で利用者情報の取扱いを行わないことが望ましい[49]。

【補足】

---

47 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならず、講じなければならない措置には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。（個人情報保護法第 23 条）。

48 個人データについては、委託した個人データの安全管理が図られるよう、当該委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないことに留意が必要である（個人情報保護法第 25 条）。

49 本指針においては、あくまで望ましい事項として記載しているが、関係する他法令においてこのような取扱いが禁止されている場合には、当該法令に従い対応する必要がある。

ダークパターンの具体的な事例は、例えば以下の場合が考えられる[50]。

- アプリケーションの利用開始後に利用者情報の取得・利用をオプトアウトすることが可能であるにもかかわらず、利用開始時には同意を拒否する選択肢が提示されず、デフォルトで同意をすることとなっている場合。
- 同意を取得する場合の操作に比べ、同意を撤回する場合の操作が煩雑になっている場合、又は同意を撤回する方法に容易に到達することができない場合。
- 同意の取得画面において、同意ボタンが目立つように表示されており、拒否するボタンが表示されていない又は目立たない形で表示されている場合。
- 利用者が一度拒否したにもかかわらず、同意が得られるまで繰り返し同意取得画面を掲出する場合。
- 同意の取得画面又はその直前の画面において、利用者情報の取得・利用に同意することによるメリット又は同意しないことによるデメリットのみを強調し、同意へ誘導している場合。
- 同意取得時に、利用者に対して金銭等のインセンティブを提示することにより、同意へ誘導している場合。
- 同意取得時に、後で同意を撤回する方法が用意されている旨説明していたにもかかわらず、実際には同意を撤回する方法が用意されていない場合。情報の取得範囲を利用者が設定できるようにしている場合において、より多くの情報を取得する選択肢がデフォルトで選択されている場合。

1.2.1.7. 電気通信事業法への対応

- 通信の秘密[51]に該当する利用者情報の取扱いについては、電気通信事業法第4条において、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は侵してはならないこととされている点に留意が必要である。
- 総務省告示により指定された電気通信事業者においては、特定利用者情報の取扱いについて、情報取扱規程の策定・届出、情報取扱方針の策定・公表等の対応を行わなければならない。詳細については、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインを参照すること。
- メッセージ媒介サービス、SNS、検索サービス、ホームページの運営等の対象となる電気通信役務を営んでいる電気通信事業者は、利用者に関する情報を利用者の端末の外

50 パターンの具体的な事例については、欧州データ保護会議（EDPB）による”Guidelines 03/2022 on Deceptive design patterns in social media platform interfaces: how to recognise and avoid them”（https://www.edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/guidelines/guidelines-032022-deceptive-design-patterns-social-media_en）や、OECDによる”Dark Commercial Patterns”（https://www.oecd-ilibrary.org/science-and-technology/dark-commercial-patterns_44f5e846-en）を参考に記載している。

51 通信内容にとどまらず、通信当事者の住所・氏名、発受信場所、通信年月日等通信の構成要素及び通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。

部に送信させる場合[52]には、送信される情報の内容や送信先、利用目的等について通知、公表、本人同意の取得又はオプトアウト措置を行わなければならない。詳細については、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインを参照すること。

- 本人同意の取得及びオプトアウト措置については、必ずしも法令上の義務が課されるものではないが、利用者関与の機会の確保の観点からは、本指針を参考に対応することが望ましい。

1.2.2. 情報収集モジュール提供者の取組

≪期待される役割≫

- 情報収集モジュール提供者は、利用者情報を取得する場合、自身の利用者情報の取扱いに責任を負っていると考えられる。
- 加えて、情報収集モジュール提供者は、情報収集モジュールの挙動や取得した情報の利用に一義的に関与していることから、情報収集モジュールの利用者情報の取扱いに関する透明性等が確保されるようアプリケーション提供者を支援することが期待される。

≪具体的な取組み内容≫

1.2.2.1. プライバシーポリシーの作成

- スマートフォンから利用者情報を収集する情報収集モジュール提供者は、1.2.1.1 を踏まえ、プライバシーポリシーを作成することが望ましい。その際、1.2.1.1 の適用に当たっては、適宜、「アプリケーション提供者」を「情報収集モジュール提供者」と、「アプリケーション」を「情報収集モジュール」と読み替えるものとする。

1.2.2.2. プライバシーポリシーの運用等

- 1.2.1.2 を踏まえて、プライバシーポリシーの運用等を実施することが望ましい。その際、1.2.1.2 の適用に当たっては、適宜、「アプリケーション提供者」を「情報収集モジュール提供者」と読み替えるものとする。
- ただし、アプリケーションの利用者に対する通知又は公表あるいは同意取得に関しては情報収集モジュール提供者自身が実施することは困難だと考えられ、アプリケーション提供者を介して行われることが想定されるため、情報収集モジュール提供者は、関連する内容を含むプライバシーポリシーを公表し、アプリケーション提供者へ通知することが望ましい。
- アプリケーションの利用者から、情報収集モジュール提供者に対し、取得した利用者情報に関する問合せ又は取得した利用者情報の消去等の申出があった場合、必要に応じ

[52] 委託先に対する送信についても例外ではないことに留意が必要である。

てアプリケーション提供者と協力し、これに応じることが望ましい[53]。

- プライバシーポリシーの内容について変更があった場合は、プライバシーポリシーを更新するものとし、プライバシーポリシーの内容について重要な変更があった場合には、プライバシーポリシーを更新し、公表するとともに、アプリケーション提供者へ通知することが望ましい。

1.2.2.3. 苦情相談への対応体制の確保、適切な安全管理措置及びダークパターン回避の対応

- 苦情相談への対応体制の確保及び安全管理措置については、1.2.1.3、1.2.1.4 及び 1.2.1.6 を踏まえて取り組むことが望ましい。

1.3. 他の関係事業者等における取組

- 適切な取扱いや利用者における安全・安心の向上のために、アプリケーション提供者等以外の関係事業者等についても、基本原則等を考慮しつつ、以下のような取組をそれぞれの立場で、また相互に協力しつつ進めることが望ましい。

1.3.1. アプリストア運営事業者[54]、OS 提供事業者

- アプリストア運営事業者は、アプリケーション提供者等において、「1.2 アプリケーション提供者等における取組」で取り組むことが望ましいとされている事項が実施されているか確認することが望ましい。
- アプリストアへのアプリケーションの登録審査時に本指針を踏まえた基準等を作成し、あらかじめ公表することが望ましい。
- アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して適切なフィードバックを行うことが望ましい[55]。
- アプリストアの個別のアプリケーションページ上にプライバシーポリシーや取得される情報の概要等の表示場所を提供する、表示すべき事項や標準的なアイコンを示す等、アプリケーション提供者等に対し、適切な対応を行うように支援することが望ましい。
- 説明や情報取得の方法が適切ではないアプリケーションが判明した場合の対応（アプリストアから削除する等）を実施するとともに、連絡通報窓口を設置することが望ましい。

---

53 本人確認が不可能な場合等適切かつ合理的な方法により当該申出に応じることが出来ない場合は、利用者に対し、その理由とともに応じることが出来ない旨を説明する。

54 アプリストアの運営に当たっては、例えば、英国の “Code of practice for app store operators and app developers” (https://www.gov.uk/government/publications/code-of-practice-for-app-store-operators-and-app-developers/code-of-practice-for-app-store-operators-and-app-developers-new-updated-version) （以下、「英国コード・オブ・プラクティス」という。）が示す行動規範を参照することが考えられる。

55 アプリケーション提供者へのフィードバックの方法については、英国コード・オブ・プラクティスにおける開発者に対する明確なフィードバックに関する規範を参照することが考えられる。

- OS によるパーミッションがある場合、利用者に分かりやすい説明を行う努力を継続する。目的に応じ注意すべきパーミッション等がある場合、利用者が安全に利用できるための方策を検討することが望ましい。
- 必要に応じ関係事業者や業界団体等とも協力しつつ、アプリケーション提供者等に対し啓発活動を進めることが望ましい。

【補足】

アプリストアにおいて、仮にプライバシー侵害を行うアプリケーションが多数販売されているような場合、アプリストア運営事業者は、ユーザーに対して注意喚起その他の義務を負うと解される可能性があることから、アプリケーション提供者等に対する、各種取組を行うことが望ましい。

なお、アプリストアや OS の利用規約等において専属的合意管轄裁判所を国外の裁判所とし、準拠法を外国法としている場合においても、消費者である利用者からの訴訟提起の際や、不法行為に基づく請求の際には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められ、準拠法を日本国法とされる可能性があることは既に述べたとおりである。

1.3.2. 移動体通信事業者・端末製造事業者

- スマートフォン販売時等に、既存チャンネルを通じて利用者に必要事項を周知することが望ましい。（例えば、従来の携帯電話との違い[56]、情報セキュリティやプライバシー上留意すべき点等の周知等）
- 移動体通信事業者のアプリストアにおいて、アプリケーション提供者等に対し、適切なプライバシーポリシー等の作成・公表等の対応を促すことが望ましい。プライバシーポリシー等の表示場所を提供する等、アプリケーション提供者等に対し、適切な対応を行うように支援するとともに、必要に応じ関係事業者や団体等とも協力しつつ、アプリケーション提供者等に対し啓発活動を進めることが望ましい。
- 移動体通信事業者のアプリストアにおいて、説明や情報取得の方法が適切ではないアプリケーションが判明した場合の対応（アプリストアから削除する等）を実施するとともに、連絡通報窓口を設置することが望ましい。
- 今後「利用者」として増加する可能性があるのは、現在スマートフォンを使いこなしている層に加えて、ICT リテラシーに乏しい消費者、高齢者等と考えられることから、移動体通信事業者はリテラシーに応じたスマートフォンの機器やサービス設計、周知啓発活動を端末製造事業者との協力も考慮しつつ検討することが望ましい。

【補足】

[56] 水平分業モデルで PC と類似した自由度があるが、マルチステークホルダーで自己責任リスクがあるスマートフォンの違いを十分周知する必要がある。

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインでは、「電気通信事業者は、アプリケーションを提供するサイトを運営する場合において、当該サイトにおいてアプリケーションを提供する者に対して、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表するよう促すことが適切である」と定められており、各関係者の取組の促進に資することが期待される。

1.3.3. その他関係しうる事業者等

- 独自の基準に基づきアプリケーションの推薦等をしているアプリケーション紹介サイトやアプリケーションに関する広告は、利用者がアプリケーションを認知し、選択する際に影響力を有する情報源となる場合がある。
- アプリケーション紹介サイト運営者、アプリケーションを通じて取得された利用者情報を用いて広告に関する事業を行う者等関係する事業者は、可能な限りプライバシーポリシー概要の掲載等を検討したり、説明や利用者情報取得、第三者提供等の方法が適切でないアプリケーションが判明した場合の対応を検討する等、基本原則や指針等を考慮しつつ、望ましい取組を協力して進めることが期待される。

1.4. セキュリティの確保に係る取組

1.4.1. アプリケーション提供者等

1.4.1.1. アプリケーション提供者

［セキュリティ・バイ・デザインを確保するための取組］

- アプリケーション提供者は、アプリケーションの開発時には、セキュリティが適切に確保されるよう、アプリケーションの企画及び設計の段階から、当該アプリケーションにおけるセキュリティの確保について検討し、適切な仕組みをアプリケーションに組み込むことが望ましい（例：業界標準の暗号化技術の使用、最小権限、セキュアコーディング　等）。
- アプリケーション提供者は、提供するアプリケーションにおいて使用する情報収集モジュールについて、セキュリティの確保の観点から内容を確認することが望ましい。

［脆弱性があるアプリケーションへの対応等］

- アプリケーション提供者は、アプリケーションに係る脆弱性情報を継続して収集するとともに、アプリケーション内に発見された脆弱性について適切かつ迅速に報告を受けられるよう、脆弱性情報の窓口・連絡先を設置する等必要な体制の整備に努める。
- アプリケーション提供者は、アプリケーションを提供する際にはセキュリティの確保に影響を与え得る脆弱性が含まれないようにあらかじめ確認するとともに、セキュリティの確保に影響を与え得る脆弱性が発見された場合には、アプリケーションのアップデートを適切かつ迅速に提供する等、必要な対応を取ることが望ましい。
- アプリケーション提供者は、提供するアプリケーションにおいて個人情報漏えい等のセキュリティインシデントが発覚した場合には、関係者に対して適切かつ迅速に周知するよう努める。

1.4.1.2. 情報収集モジュール提供者

- 情報収集モジュール提供者は、1.4.1.1を踏まえ、セキュリティの確保に取り組むものとする。その際、1.4.1.1 の適用に当たっては、適宜、「アプリケーション提供者」を「情報収集モジュール提供者」と、「アプリケーション」を「情報収集モジュール」と読み替えるものとする。

1.4.2. アプリストア運営事業者、OS 提供事業者

- セキュリティの確保の観点から、アプリストア運営事業者は、次に掲げる取組を進めることが望ましい。

［アプリストアとしての基本的対応］

① アプリストア内で提供されるアプリが満たすべきセキュリティ要件を示し、当該要件を満たしているかを審査する（例：業界標準の暗号化技術の使用、最小権限、セキュアコーディング　等）

② アプリストア内で提供されるアプリケーションについて、利用者情報が保存・処理される法域、利用者情報へのアクセスが許可される者の範囲、利用者情報へアクセスする目的、アップデートの最終更新日等の情報を公開し、利用者が購入及びダウンロードする前に確認可能な場を設ける

［脆弱性があるアプリケーションへの対応］

③ アプリストア内で提供されるアプリケーションが、脆弱性報告のための窓口を有し、かつ、アプリケーション提供者が適切なタイミングで脆弱性を開示するための手続を有していることを確認する。

④ アプリケーション提供者からアップデートが提出された場合には、利用者に対してアプリケーションが最新版にアップデートされるよう促す等、必要な対応を取る

⑤ アプリケーションが長期間アップデートされない場合には、アプリケーション提供者にアプリのサポート状況を確認する

［不正なアプリケーションへの対応］

⑥ アプリストアにおいて、利用者等が不正なアプリケーションを報告できるよう報告窓口を設置する

⑦ 不正なアプリを発見した場合には、速やかに当該アプリを削除するとともに、当該アプリケーションを作成したアプリケーション提供者が開発した他のアプリケーションについても調査を行う

［アプリケーション削除・掲載拒否時の対応］

⑧ アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して適切なフィードバックを行う[57]

- OS提供事業者は、利用者のためにセキュリティやプライバシーを保護するため、アプリストアが上記の取組を実施することを奨励するとともに、必要な措置を講じることが望ましい。

[57] アプリケーション提供者へのフィードバックの方法については、英国コード・オブ・プラクティスにおける開発者に対する明確なフィードバックに関する規範を参照することが考えられる。

2. 今後の技術・サービスの進展に対する柔軟な対応

- 本指針は、新技術・サービスの進展、利用者情報の利用形態の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しが図られることが望ましい。

【補足】

今後、IoT 等の新技術・サービスが急速に進展することが予想される。本指針は、関係事業者等に対する、スマートフォンにおける利用者情報の取扱いに関わる取組を定めたものであるが、IoT 等の新技術・サービス等にも準用可能なものも存在すると考えられる。ただし、本指針は、必ずしも IoT 等の新技術・サービスを想定したものではなく、IoT 等の新技術・サービスに本指針を準用する場合には、十分な検討が行われることが望ましい。

また、多くの情報収集モジュールがアプリケーションに組み込まれていること、関係事業者等の利用者情報の取得、送信、利用等への関わり方が複雑化していること等、実際の情報利用の仕組みが極めて複雑化しており、利用者が自身の情報の取り扱われ方について、理解し、判断するということが今後困難となることが予想される。そのような中で、今後、利用者に対する、利用者が自ら判断するための十分な情報提供が難しい場合について、利用者情報の取扱いの在り方を検討する必要が生じることも想定される。

（以下略）

参考資料

1. 「利用者情報に関するワーキンググループ」概要

・開催要綱

・開催状況

2. 各種資料

「利用者情報に関するワーキンググループ」開催要綱

1　目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会」の下に開催される WG として、電気通信事業、プラットフォームサービス等に係る利用者情報の更なる保護等に向けて、最近の動向等を踏まえ、専門的な観点から集中的に検討することを目的とする。

2　名称

本 WG は、「利用者情報に関するワーキンググループ」と称する。

3　検討事項

（１）電気通信事業、プラットフォームサービス等に係る利用者情報の取扱い等の在り方の検討
（２）電気通信事業者、プラットフォーム事業者等の関係事業者及び関係団体等による取組の実態把握
（３）その他

4　構成及び運営

（１）本 WG の主査は、ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会の座長が指名する。
（２）本 WG の構成員は、別紙のとおりとする。
（３）本 WG の構成員は、中立の立場をもって、専門的知見に基づき議論を行う。
（４）主査は本 WG を招集し、主宰する。
（５）主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
（６）主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本 WG を招集し、主宰する。
（７）本 WG の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
（８）主査は、必要に応じ、オブザーバーを招聘することができる。
（９）主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（10）その他、本 WG の運営に必要な事項は、主査が定める。

5　議事・資料等の扱い

（１）本 WG は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
（２）本 WG で使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
（３）本 WG の議事概要は、原則として公開する。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6　その他

本 WG の事務局は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課が行う。

（別　紙）

「利用者情報に関するワーキンググループ」構成員

（敬称略・五十音順）

【構成員】

（主査）	山本　龍彦	慶應義塾大学大学院　法務研究科　教授
（主査代理）	生貝　直人	一橋大学大学院　法学研究科　教授
	江藤　祥平	一橋大学大学院　法学研究科　教授
	太田　祐一	株式会社 DataSign　代表取締役社長
	木村　たま代	主婦連合会　国際規格化推進マネージャー
	寺田　眞治	一般財団法人日本情報経済社会推進協会　客員研究員
	森　亮二	英知法律事務所　弁護士
	呂　佳叡	森･濱田松本法律事務所　弁護士

【オブザーバー】

個人情報保護委員会事務局

「利用者情報に関するワーキンググループ」開催状況

第１回 （2024 年３月１日）	○利用者情報の適切な取扱いの確保に関する背景及び現状について ・事務局説明 ○SPI の改定に向けた有識者ヒアリング① ・有識者発表：日本総合研究所、生貝主査代理
第２回 （2024 年３月 18 日）	○SPI の改定に向けた有識者ヒアリング② ・有識者発表：慶應義塾大学・新保教授、モバイル・コンテンツ・フォーラム、マクロミル
第３回 （2024 年４月 16 日）	○SPI の改定に向けた有識者ヒアリング③ ・有識者発表：三菱総合研究所、日本総合研究所 ○利用者情報の取扱いに関するモニタリングの進め方について ・事務局説明 ○利用者情報の取扱いに関するモニタリングに向けた有識者ヒアリング ・有識者発表：日本総合研究所
第４回 （2024 年５月 24 日）	○利用者情報の取扱いに関するヒアリングシート（案）について ・事務局説明
第５回【非公開】 （2024 年６月７日）	○SPI の改定に向けた事業者ヒアリング ・事業者ヒアリング（Apple Inc.） ・書面提出（Google LLC）
第６回【メール審議】 （2024 年６月 10 日～同年６月 11 日）	○利用者情報の取扱いに関するヒアリングシート（案）について
第７回 （2024 年６月 28 日）	○SPI 改定案について ・事務局説明
第８回【メール審議】 （2024 年７月９日～同年７月 12 日）	○SPI 改定案について
第９回 （2024 年９月３日）	○利用者情報の取扱いに関するモニタリング（事業者ヒアリング①）
第１０回 （2024 年９月４日）	○利用者情報の取扱いに関するモニタリング（事業者ヒアリング②）
第１１回 （2024 年９月９日）	○利用者情報の取扱いに関するモニタリング（事業者ヒアリング③）
第１２回 （2024 年９月 30 日）	○利用者情報に関するワーキンググループ報告書（案） ○利用者情報の取扱いに関するモニタリングについて

※下線が、スマートフォン上のプライバシー対策に係るもの

- 国内制度

- 諸外国動向（EU、英国等）

- 民間の動向

- ICTサイバーセキュリティ政策分科会の議論

国内制度

主な国内制度の改正概要①

令和２年改正個人情報保護法の概要

１．個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充**する。
- **保有個人データの開示方法**（現行、原則、書面の交付）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できる**ようにする。
- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できる**ようにする。
- ６ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

２．事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。

（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等

- **違法又は不当な行為を助長する**等の**不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

３．事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**

（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

４．データ利活用の在り方

- 氏名等を削除した**「仮名加工情報」を創設**し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

５．ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる**。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる**（法人重科）。

６．法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

※プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ（第５回）（2021年６月４日開催）
資料１「令和2年度改正個人情報保護法ガイドライン（案）について」（個人情報保護委員会発表資料）より抜粋

国内制度

主な国内制度の改正概要② 電気通信事業法の一部を改正する法律（概要）

■ 電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立し、令和5年6月16日に一部が施行

■ 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に関し、利用者情報の適正な取扱いに関する規律を策定

①情報通信インフラの提供確保

■ ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。

■ 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

■ 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの 安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。

■ 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

■ 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

■ 大規模な事業者※ が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。

■ 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

■ 指定設備（携帯大手3社・NTT東・西の設備）を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。

■ NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

■ 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務**及び**料金算定方法等の提示義務**を課す。

■ 加入者回線の占有率（50%）を算定する区域を都道府県から**各事業者の業務区域（例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本）**へ見直す。

国内制度

主な国内制度の改正概要③（再掲）

目的

- 電気通信サービスの高い信頼性を保持するとともに、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することが可能となる
- 全体的観点からの適切な判断や、情報漏えい時の迅速な対応が可能となる
- 自ら PDCAを実施して、各事業者の実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保

「利用者の利益に及ぼす**影響が大きい**電気通信役務」 を提供する**電気通信事業者**に対する規律（※）

（※）検索情報電気通信役務、 媒介相当電気通信役務 を提供する者も対象

規律内容

①特定利用者情報（※）の**取扱規程**（≒社内ルール）**の策定・届出**

（※）通信日時・通信内容、氏名・住所などのほか、特定の個人を識別できないが、 ID・パスワード等により識別することができる 利用者 の情報が含まれる。

②特定利用者情報の**取扱方針の策定・公表**

③**毎事業年度**、特定利用者情報の**取扱状況を自己評価**、**取扱規程・取扱方針に反映**

④上記事項の**統括責任者の選任・届出、職務遂行義務**

⑤特定利用者情報の**漏えい時の報告**

（詳細）

■規律対象者について

- 無料の電気通信サービス：「利用者数1,000万人以上」の電気通信事業者を対象とする
- 有料の電気通信サービス：「利用者数500万人以上」の電気通信事業者を対象とする

※ 「利用者」は契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者。「利用者数」は、月間アクティブ利用者(1月に1度でもサービスを利用した者)数の年平均値

■情報取扱方針の記載事項について

- 特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国等とする

■特定利用者情報の漏えい時に報告を要する場合について

- 利用者の数が1,000人を超える特定利用者情報の漏えいが生じた場合等とする

事業者は、自らの実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保し、

それにより、**利用者は、安心・安全で信頼できるサービスを選択することが可能となる**

国内制度

主な国内制度の改正概要④（再掲）

目的

利用者の知らない外部送信がなくなり、
利用者が安心・安全で信頼できる電気通信サービスを利用することが可能となる

「利用者の利益に及ぼす**影響が少なくない**電気通信役務」を提供する**電気通信事業を営む者**に対する規律

規律内容

電気通信サービスを提供する際に、氏名などの個人情報だけでなく、IDや閲覧履歴等を含め、

利用者に関する情報を外部送信する指令を利用者に送信する場合、外部送信のプログラムを送る前に、

当該利用者に**確認の機会**（通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれか）**を付与**

（詳細）

■規律対象者について

・ 利用者に関する情報を多く保存しているスマートフォンやパソコンからの外部送信を規律するため、ブラウザ又はアプリを通じて提供されるスマートフォンやパソコンで利用されるサービス（メッセージ通信、検索サービス、SNS、オンラインショッピングモール、ニュース配信サイト等）を提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者を対象とする

■利用者に通知又は公表すべき事項について

・ 送信される利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備を用いて取り扱う者の氏名・名称、送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的とする

■通知又は公表の方法について

・ 日本語での平易な表現による記載、適切な文字サイズでの表示、容易にアクセスできるようにする

・ ポップアップによる通知やトップページ等での公表など、利用者が認識し理解しやすい形で表示する

外部送信の確認の機会が得られ、
利用者が安心・安全で信頼できるサービスを利用することが可能となる。

- 国内制度
- 諸外国動向（EU、英国等）
- 民間の動向
- ICTサイバーセキュリティ政策分科会の議論

諸外国動向

デジタルサービス法 （DSA） の概要

■2022年11月、EUのデジタルサービス法の一部が施行。本規則の目的は、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境のための調和された規則を定めることにより、仲介サービスのための域内市場の適切な機能に貢献することであり、その中でイノベーションを促進し、消費者保護の原則を含む憲章に謳われた基本権が効果的に保護されること（第１条）、とされている。

■本法においては、コンテンツモデレーション等に関し様々な義務が規律されているが、その他、ダークパターンの禁止（第25条）、プロファイリングに基づく広告の表示や推奨システムのパラメータに係る透明性確保（第26条及び第27条、第38条及び第39条）、**未成年者のオンライン保護（第28条）**等の義務が課せられている。

１．対象事業者・対象サービス

2023年４月、17のサービスがVLOP、2のサービスがVLOSEに指定された。また、2023年12月、３のサービスがVLOPに追加指定された。サービスの一覧については、次ページのとおり。**2024年２月から、EU内のすべてのプラットフォーム事業者に法順守義務の発生。**

VLOP及びVLOSE【第33条】：EU域内の月間平均実質利用者数が4,500万人以上の、超大規模オンラインプラットフォーム（VLOP）または超大規模オンライン検索エンジン（VLOSE）と指定されたオンラインプラットフォーム

２．利用者情報に係る規律の概要

●ダークパターンと呼ばれる、サービス利用者を欺いたり操作したりするような方法や、サービス利用者が自由に意思決定を行う能力を著しく歪めたり損なうような方法で、オンラインインターフェイスを設計、編成、運用してはならない。（第25条）

●推奨システムで使用される主なパラメータ、およびサービス利用者がこれらのパラメータを変更するあるいはパラメータに影響を与えるための選択肢を、平易でわかりやすい言葉で、利用規約に含めなければならない。推奨システムに選択肢がある場合、サービス利用者が、選択肢をいつでも選択、変更できる機能を提供しなければならない（第27条）。超大規模事業者は、GDPR 第4条4項で定めるプロファイリングに基づかない、推奨システムのオプションを少なくとも1つ提供しなければならない。（第38条）

●**未成年者がアクセスできるオンラインプラットフォームの提供者は、そのサービスにおいて、未成年者のプライバシー、安全、およびセキュリティを高い水準で確保するための適切かつ相応の措置を講じるものとする。（第28条）**

３．執行

・義務違反の場合、第52条第３項に基づき、当該サービス提供者の前会計年度の全世界年間売上高の６％の罰金や日次平均売上高または収入の５％の賦課が課される可能性がある。

諸外国動向

（参考）指定されたVLOP（超大規模オンライン・プラットフォーム）及びVLOSE（超大規模オンライン検索エンジン）

	VLOP				VLOSE
運営者	SNS・ビデオ共有サイト	オンラインマーケットプレイス	アプリストア	その他ウェブサイト等	オンライン検索エンジン
Alibaba		Alibaba AliExpress			
Alphabet	Youtube	Google Shopping	Google Play Chrome Web Store	Google Maps	Google Search
Amazon		Amazon Store			
Apple			Apple AppStore		
Booking.com				Booking.com	
ByteDance	Tiktok				
Meta	Facebook Instagram				
Microsoft	LinkdIn				Bing
Pinterest	Pinterest				
Aylo	Pornhub				
Snap	Snapchat				
Stripchat	Stripchat				
WGCZ Holding	XVideos				
ウィキメディア財団				Wikipedia	
X Corp.	Twitter				
Zalando SE		Zalando			

出典：以下の欧州委員会HPより作成
第一弾（2023年4月25日に計17のVLOP、計２のVLOSEが指定された）：https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2413
第二弾（2023年12月20日に計３のVLOPが指定された）：https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_6763

諸外国動向

デジタル市場法 （DMA） の概要

■2022年11月、EUのデジタル市場法の一部が施行。本規則の目的は、ビジネスユーザー及びエンドユーザーの利益のために、ゲートキーパーが存在するEU 全域のデジタルセクターにおいて、すべての事業者が競争可能で公正な市場を確保するための調和された規則を定め、域内市場の適切な機能に貢献すること（第１条）、とされている。

■本法においては、公正な競争環境の整備の観点から様々な義務が規律されているが、第15条において、**消費者のプロファイリングのための技術について、独立監査済みの説明を欧州委員会に提出しなければならないとする義務がゲートキーパには課せられている。**

１．対象事業者・対象サービス

2023年９月、**アルファベット、アマゾン、アップル、バイトダンス、メタ、マイクロソフト**がゲートキーパーに指定された。指定されたサービスについては、次ページのとおり。**2024年3月から、ゲートキーパーに対し法順守義務の発生。**

ゲートキーパー【第２条（１）】：コアプラットフォームサービス【第２条（２）】（※）を提供する事業者で、以下を満たす事業者を指定【第３条】
①EU域内における過去３年間の年間売上高が75億ユーロ以上、もしくは直近年度の平均時価総額が750億ユーロ以上であり、かつ３つ以上の加盟国において同じコアプラットフォームサービスを提供
②直近の年度において、EU域内の月間エンドユーザー数が4,500万人以上かつ年間ビジネスユーザー数が１万者以上のコアプラットフォームサービスを提供
③②の基準を過去３年度において満たす
※コアプラットフォームサービス【第２条（２）】：オンライン仲介サービス、オンライン検索エンジン、SNS、オンライン広告サービス　等

２．第15条に基づく報告

第15条に基づく消費者のプロファイリングのための技術の説明については、2023年12月に欧州委員会が報告様式を公表しており、以下のセクション１～７のとおり構成されている。

１．ゲートキーパーに係る一般情報
２．消費者のプロファイリング技術に係る情報
３．監査人に係る一般情報
４．監査手続きに係る情報
５．監査の結論
６．機密情報を含まない要約
７．宣言

３．執行

・義務違反の場合、当該ゲートキーパーの前会計年度の全世界年間売上高の10%の罰金【第30条第１項】や日次平均売上高の５%の１日ごとの賦課【第31条第１項】が課される可能性がある。

諸外国動向

（参考）指定されたゲートキーパーとコアプラットフォーム

ゲートキーパー	コアプラットフォーム							
	SNS	メッセンジャー	仲介	ビデオ共有	検索	広告	OS	ブラウザ
Alphabet			Google Maps Google Play Google Shopping	Youtube	Google Search	Google	Google Android	Chrome
Amazon			Amazon Marketplace			Amazon		
Apple			App Store				iOS	Safari
ByteDance	Tiktok							
Meta	Facebook Instagram	Watsapp Messenger	Meta Marketplace			Meta		
Microsoft	LinkdIn						Windows PC OS	

欧州委員会HP（https://digital-markets-act.ec.europa.eu/gatekeepers_en）より作成

諸外国動向

英国コード・オブ・プラクティス

■2022年12月、英国科学・イノベーション・技術省（DSIT）は、セキュリティ、プライバシーの確保の観点から、アプリ流通における**アプリストア運営者やアプリ・デベロッパ等の役割を整理を図るため、アプリストア等に対するコード・オブ・プラクティスを公表（2023年10月改訂）**

■コード・オブ・プラクティスの概要について以下のとおり（**主にアプリストア運営者（赤字）、主にアプリ等開発者（緑字）**）

1．セキュリティとプライバシーの基本要件を満たすアプリの承認
① セキュリティとプライバシーに関する要求事項の規定（原則２を含む）
② アプリ投稿・更新の承認前の、①を確認するセキュリティチェックを含む審査プロセスの確保
③ セキュリティチェックの概要の提供
④ 悪意あるアプリの報告等のためのアプリ報告システムの確保
⑤ 悪質なアプリを確認した場合、４８時間以内に当該アプリを利用できなくする
⑥ 悪質なアプリを確認した場合、同じデベロッパの他のアプリも審査
⑦ アプリのセキュリティ、プライバシー確保のために独立した第三者との協力を検討

2．セキュリティ、プライバシーの基本要件にアプリが準拠している確認
① アプリ内で業界標準の暗号化を使用
② ユーザがオプション及びパーミッションの無効化を選択した場合に、アプリの基本機能が動作することを保証
③ アプリが機能的に必要としない許可や権限を要求しない
④ アプリのセキュリティ、プライバシー要件の遵守
⑤ アプリの簡単なアンインストール・プロセスの確保
⑥ アプリの既知の脆弱性への対応、監視プロセスの確保
⑦ ローカルデータを削除する仕組みの提供

3．脆弱性開示プロセスの導入
① 連絡先や問い合わせフォームなど脆弱性開示プロセス
② 全てのアプリが脆弱性開示プロセスを有し公表していることの確認
③ 脆弱性を運営者に報告できるよう連絡先や問合せフォームを持つ

4．ユーザを守るためのアプリのアップデート
① 脆弱性を修正するためのアップデートの提供
② SDK等がアップデートを受けた場合にアプリをアップデートしなければならない
③ アプリ等開発者がアップデートを提出した場合、ユーザにアプデートを促す
④ 明確な説明なしにアップデートを拒否してはならない
⑤ ２年アップデートされない場合の状況の確認、アプリ削除の検討

5．セキュリティやプライバシーの情報提供
① アプリが削除された場合、ユーザへの通知、削除方法の提供
② ユーザデータの保管場所、プライバシーポリシーの範囲でデータが扱われること、最後の更新日などの情報提供
③ ユーザデータの保管場所、プライバシーポリシーの範囲でデータが扱われること、最後の更新日などの情報提供
④ 位置情報等へのアクセスについての情報とその理由の提供

6．開発者へのセキュリティ、プライバシーのガイダンス提供
① アプリの提出に先立ち、この実施規範をアプリ開発者に提示
② デベロッパガイドライン、ポリシー変更の公表
③ この実施規範を越えるセキュリティ、プライバシーのプラクティスの情報提供
④ モニタリング等による、アプリ開発者のサプライチェーン管理の支援

7．開発者への明確なフィードバック提供
① アプリ申請を却下した場合の、その理由の明確化など実用的なフィードバック提供
② アプリを削除した場合の、その理由の明確化など実用的なフィードバック提供

8．個人情報漏洩への適切な措置の確保
① 個人情報漏洩を伴うインシデントを認識した場合のアプリ開発者への通知
② 個人情報漏洩を伴うインシデントを認識した場合の関係者への通知
③ アプリを通じた個人情報漏洩が発生した場合の、アプリの利用制限の検討

https://www.gov.uk/government/publications/code-of-practice-for-app-store-operators-and-app-developers/code-of-practice-for-app-store-operators-and-app-developers-new-updated-version より事務局作成

諸外国動向

英国 Children's Code（Age Appropriate Design Code ）の概要

■国連子どもの権利条約、UK GDPR、データ保護法に基づいて、**英国個人情報保護監督機関（ICO）によりインターネット上の子供のデータ保護のために制定された15の行動規範**であり、2021年９月２日に施行された。

■「イギリスにおいて子供がアクセスする可能性がある情報社会サービス」（**アプリ、サーチエンジン、オンラインゲーム、SNS、**インターネットに接続されるおもちゃやデバイス、ニュースなど）**について子供の利用に適したプライバシープラクティスが求められている。**なお、子供がアクセスする可能性がないことを示さない限り情報社会**サービスのすべてが対象**となり、**必ず Children's Code を遵守しなければならない**。イギリスにおいて子供が利用する可能性がある場合、そのものや**サービスを提供する企業がイギリスに拠点を置いている必要はない**。

1．子供が利用する可能性があるオンラインサービスを企画・開発する際には、子供にとって最善であるかどうかを第一に考慮すること。
2．データ保護影響評価（Data protection impact assessment、DPIA）を実施し、データ処理に際し子供の自由が損なわれるリスクがある場合はそれを軽減するための対策を取ること。
3．Children's Code の適用に際し個別ユーザの年齢に見合ったリスクを考慮すること。それができない場合は、すべてのユーザにこの Code を適用すること。
4．プライバシー情報やその他の規約、規定、社会規範は、簡潔で明確で、子供の年齢に見合った言葉で書かれなければならない。さらに利用を開始する際には、個人情報がどのように利用されるのかを簡単に説明しなければならない。
5．子供の個人情報が子供の心の健康、業界の行動規範、規制当局による規定及び政府の助言に反する形で利用されてはならない。
6．社内規定、方針及び社会規範を維持すること（プライバシー関連方針、年齢規制、行動規則、コンテンツ方針を含む）。
7．高いプライバシー設定がデフォルトでなければならない（もしくは、子供の利益を考慮した上で異なったデフォルト設定とする必要不可欠な理由があることを証明しなければならない）。
8．個人情報を取得し維持する場合、子供が能動的に理解したうえで利用するサービスの提供に必要な最小限のものでなければならない。どのようなサービスを利用するのか子供に複数の選択肢を与えること。
9．子供の利益を考慮したうえで必要不可欠であると証明できる場合を除き、子供のデータを公表してはならない
10．位置情報オプションをデフォルト設定でオフにし、位置情報トラッキングがオンになっている場合はそれが子供にわかりやすい形で表示されていること。他者に対して位置情報が開示されている場合は、各セッションの最後にデフォルト設定がオフになること。
11．ペアレンタルコントロールを提供する場合、年齢に応じた情報を子供に提供すること。オンラインサービスに親や保護者が子供のオンライン活動や位置情報を監視できる機能がある場合、監視されていることを子供が明らかにわかるようにすること。
12．ユーザプロファイリング機能はデフォルトでオフにすること（デフォルトでオンにする場合、子供の利益を考慮したうえでそうしなければならない必要不可欠な理由があることを証明すること）。子供を悪影響から保護するための適切な手段が取られたプロファイリングのみ許可される（特に体や心の健康に悪影響があるコンテンツを含む場合）。
13．子供が不必要に個人情報を提供したりプライバシー設定をオフにしたりするように誘導するようなナッジ技術（誘導技術）を使ってはならない。
14．オンラインに接続したおもちゃやデバイスを提供する場合、本 Code に準拠できる効果的なツールを含めなければならない。
15．子供がデータ保護の権利を行使し、懸案事項がある場合はそれを報告できるような分かりやすく利用しやすいツールを提供しなければならない。

訳語参照：内閣府調査結果
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/83dd44fd-3e72-4667-b858-24215425dc89/a3ca7cfb/20231025_councils_internet-kaigi_84922a59_05.pdf

諸外国動向

児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）概要及び改正に向けた動き

■米国では、13歳未満の子供を対象にしたウェブサイトやオンラインサービスを提供する事業者に対し特定の要件を課すことで、子供たちのプライバシーを保護することを目的に、1998年に児童オンラインプライバシー保護法が制定された。

■**2013年、子供によるモバイル機器やSNSの利用の増加に対応するため、ウェブサイト等の運営事業者のみならず、アプリの開発者やネットワーク系事業者なども含むように改定された。また、個人情報として、位置情報、写真及び動画が追加された。**

■2024年７月、COPPA改正案が上院を通過。

１．COPPAの要件（※１）

※１ https://www.ecfr.gov/current/title-16/chapter-I/subchapter-C/part-312

13歳未満の子供を対象としたウェブサイトの運営事業者、あるいはオンラインサービスのプロバイダーが、下記の要件を満たさずに子供から個人情報を得たり、情報を保持したりすることは違法行為となる。事業者が満たすべき要件は以下のとおりである。 ウェブサイトあるいはオンラインサービス上で子供からどのような情報を収集し、また、その情報がどのように利用され、開示されるのかを告知しなければならない。

① **子供から個人情報の収集、利用、あるいは開示を行う前に、子供の親（あるいはその保護者）より検証可能な同意を得なければならない。**
② **子供から収集した個人情報につき、親がその内容を確認し、その情報の更なる利用や保持を停止する合理的な手段を提供しなければならない。**
③ **子供に対し、ゲームへの参加や賞品の提供、あるいはその他の活動の条件として、その参加に必要であると合理的に考えられる以上の個人情報を開示することを要求してはならない。**
④ **個人情報に係る機密情報、安全性、倫理性を保護するための合理的な手続を実施し、維持しなければならない。**

２．執行（※２、３）

※２ https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2019/09/google-youtube-will-pay-record-170-million-alleged-violations-childrens-privacy-law
※３ FAQ･B-2（https://www.ftc.gov/business-guidance/resources/complying-coppa-frequently-asked-questions）

2019年にはGoogle及びその傘下にあるYouTubeに対し、 YouTubeが親の同意なしに子供の個人情報を収集し、利用者のインターネット上の動向を追跡した点に関し、FTC及びニューヨーク州司法長官が申立てを行った。これに対し、Google及びYouTubeは計1億7,000万ドルの和解金を支払うことで合意した。（※２） （違反した場合の罰金額は個々の事案により決定される。（※３））

３．意見公募の概要（※４）

※４ https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2023/12/ftc-proposes-strengthening-childrens-privacy-rule-further-limit-companies-ability-monetize-childrens

●子供の個人情報の使用と開示に新たな制限を加え、企業が子供のデータを収益化するためのサービスへのアクセスを制限する能力をさらに制限することを目的として、児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）の改正提案及び意見募集の実施が発表された。

●改正案の概要として、**①ターゲット広告に個別のオプトインの義務づけ**、**②個人情報の収集への子供の参加を条件付けの禁止**、③内部業務例外に対する支援の制限、④子供にオンライン滞在を促すことの制限、⑤Ed Techに関する変更、⑥セーフハーバー・プログラムに対する説明責任の強化、**⑦データ・セキュリティ要件の強化**、**⑧データ保持の制限**

訳語参照：※１及び※２ともに内閣府調査結果
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12927443/www8.cao.go.jp/youth//kankyou/internet_torikumi/tyousa/r03/gaikoku_html/2_3.html#s2_3_2

諸外国動向

（参考）CCPA（カリフォルニア州消費者プライバシー法）関係

CCPA概要

○ カリフォルニア州居住者の個人情報を収集等する一定の事業者（州内拠点は不要）に適用されるプライバシー保護法。
○ 「個人情報」は、特定の消費者又は世帯を識別等できる情報とされ、**オンライン識別子**も含まれる。
○ 改正法案であるCPRAにより、監督当局であるCCPAの設立、オプトアウト権の拡張（販売に加えて共有が追加）、センシティブ個人情報の新設、訂正権の新設等、プライバシー保護がさらに強化された。

CCPA及びCCPA規則に基づくプライバシーポリシー・通知に関する義務

○ 一般的なルールとして、**簡潔でわかりやすい表現**を用いること、**読みやすく、目立つ形式**を使用することなどが定められている。

プライバシーポリシー	通知	
記載内容		記載内容、通知方法等
① **収集、開示、又は販売される個人情報について知る権利** ・消費者が、収集、利用、及び開示される個人情報について事業者に開示を求める権利を有すること ・直近12か月に当該事業者が収集した個人情報の類型 など ② **削除請求権** ③ **販売からのオプトアウト権** ④ 消費者プライバシー権を行使したことにより差別されない権利 ⑤ 代理人による権利行使方法 ⑥ プライバシーポリシーの最終改定日 など	個人情報の収集時	・収集する個人情報の**類型** ・**利用目的** ・"**Do Not Sell My Personal Information**"リンク ・**プライバシーポリシー**へのリンク/URL ・消費者が**想定しない目的**で消費者の**デバイス**から個人情報を収集しようとするときは**ジャストインタイム通知**（例：ポップアップ）を行う など
	販売からのオプトアウト権	消費者が、ホームページやモバイルアプリのダウンロード/ランディングページ上の"**Do Not Sell My Personal Information**"リンクをクリックして飛ぶウェブページ等に、個人情報の販売からのオプトアウト権の説明やリクエストフォームを記載するなど
	金銭的インセンティブ	事業者が個人情報の収集等について金銭的インセンティブを提供している場合には、消費者がオプトインする前に金銭的インセンティブの概要、関連する個人情報の類型等を通知するなど

※「プラットフォームサービスに関する研究会 第二次とりまとめ」より抜粋の上、一部時点更新

諸外国動向

（参考）CPRA（カリフォルニア州プライバシー権法）による主な修正・拡張事項

CPRA可決 2020年11月 → CPRA規則成立 2022年７月 → CPRA施行 2023年１月 → CPRA執行開始予定 2024年３月末

１．定期監査とリスク評価の実施義務

- 消費者のプライバシーまたはセキュリティーに重大なリスクを生じさせる処理を行う事業者に対して、以下の義務が規定される。
  - 1年ごとのサイバーセキュリティ監査
  - 定期的なリスク評価のプライバシー保護局への提出

２．プロファイリング、自動意思決定技術

- 「プロファイリング」を、個人データの自動処理によって職場での成績、経済状況、健康状況、趣味嗜好、興味、扶養関係、行動、位置・移動などを予想することと定義。
- 消費者についての選好、性格、心理的傾向、性質、行動、態度、インテリジェンス、能力及び素質を反映する消費者のプロファイルを作成するために個人情報から引き出された推定も個人情報の定義に追加。
- プロファイリングを含む、事業者による自動意思決定技術の利用についてのアクセス権・オプトアウト権を規定

３．カリフォルニア州プライバシー保護局の創設

- 新たに創設されるプライバシー保護局は、CPRAの執行権、規則の制定権、対象事業者の調査権および監査権等を有する

４．訂正する権利

- 消費者の権利として、新たに訂正請求権が追加される。

５．「同意」の定義を新設、ダークパターンの禁止

- 「同意」の定義を新設：自由に与えられた、特定（個別）の、必要な情報を提供された上での、明確な意思表示
- ダークパターンによる合意は、同意に該当しない旨明記

６．「共有」という概念の新設

- CCPAにおける「売却」に加え、「共有」についても、消費者がオプトアウト権を有するなど、多くの場面で「売却」と同様の規制が課せられる。
  →事業者は、“Do Not Sell or Share My Personal Information”というはっきりと目立つリンクをHP上に設置しなければならない
- 「共有」とは、事業者が第三者に対し、クロスコンテクスト行動広告のために、消費者の個人情報を伝えること。
- 「クロスコンテクスト行動広告」とは、消費者が自らの意思でやり取りしているサイト等以外のサイト等における行動から得られた個人情報に基づき行われるターゲティング広告。

７．センシティブ情報

- 「センシティブ情報」というカテゴリが新設され、当該情報の利用を、一定の場面に制限することを求める権利が消費者に認められる。
- 消費者が上記の権利を行使するため、事業者はホームページ上に「Limit the Use of My Sensitive Personal Information」という明確かつ目立つリンクを提供することが義務付けられる。

８．開示請求

- 2022年1月1日以降に収集されたパーソナルデータに関して、事業者が不可能または不均衡な努力を要することを証明しない限り、過去12ヶ月より前のパーソナルデータも開示対象となる。

※「プラットフォームサービスに関する研究会　第二次とりまとめ」より抜粋の上、一部時点更新

諸外国動向

（参考）クッキー等規制（eプライバシー規則（案）８条関連）

クッキー等規制（8条）

○　端末装置の処理・蓄積機能の利用、端末装置からの情報の取得（クッキーの利用等）は一般的に禁止され、以下の場合に限り許される。

許される場合	想定される適用例
もっぱら電子通信サービス提供に必要な場合	メッセージサービスのHTTPセッション維持
利用者が**同意**した場合	ターゲティング広告、コンテンツのパーソナライズ
利用者が個別に求める**サービスの提供に必須**な（strictly necessary）場合	ユーザー入力、ログイン認証状態、表示言語の記憶
もっぱら**オーディエンス測定**に必要な場合	閲覧者のWebページ滞在時間等の解析
オンラインサービス、端末装置の**セキュリティ維持・復旧、不正利用防止、障害検知・防止**に必要な場合	当該ユーザーが通常利用しているブラウザとは別のブラウザからのログイン試行の検知、これに対する警告
ソフトウェア・アップデートに必要な場合 ただし以下の３つの条件を満たす必要がある。 ① セキュリティ上の必要によるものであり、ユーザーの選択したプライバシー設定を変更しないこと ② 個別アップデートごとに事前にユーザーに情報提供すること ③ 利用者が自動アップデートを延期又は中止できること	ブラウザが最新のセキュリティアップデートをインストールしているか否かの確認
緊急通報において端末装置の位置を特定するために必要な場合	同左
同意又は一定の公益保護を目的とする法令上の根拠がある場合、及び二次利用の目的が当初の処理目的と相容れる(compatible)場合は、二次利用が可能	不正ログイン検知情報を捜査協力目的で捜査機関に提供

※「プラットフォームサービスに関する研究会　第二次とりまとめ」より抜粋

諸外国動向

（参考）クッキー疲れ（同意疲れ）への対応

■GDPR施行後、クッキーの取扱いに関する複雑な表示が常に出ることで、いわゆるクッキー疲れが発生し、本来のプライバシーに関する選好を示すことを消費者が実施できない場合があることが指摘されている。

■**ターゲティング広告モデルに関して、消費者が効果的な選択をするため、**2023年春以降、欧州委員会のもと、マルチステークホルダーで、任意の取組について検討が進められてきたところ、2023年12月19日、欧州委員会は高次原則についてまとめた**クッキー誓約書案（下記）を公表した。**

1. 同意要求には、いわゆる必須クッキーに関する情報や、正当な利益に基づくデータ収集に関する言及は含まれない。
2. コンテンツが**少なくとも部分的に広告によって賄われている場合**は、ユーザーが初めてウェブサイト/アプリにアクセスする際に、**前もって説明する**。
3. 各ビジネスモデルは、簡潔、明確かつ選択しやすい方法で提示される。**（トラッカーを受け入れた場合と受け入れなかった場合の結果についての明確な説明が含まれる。）**
4. トラッキングに基づく広告や有料オプションが提案された場合、消費者は常に、よりプライバシー侵害の少ない別の広告形態の選択肢を持つ。
5. **広告目的のクッキーへの同意は、すべてのトラッカーに必要であるべきではない。関心のある人々のために、詳細設定において、広告目的のために使用されるクッキーの種類に関するより多くの情報が、よりきめ細かい選択を行う可能性をもって、与えられるべきである。**
6. 消費者が選択した広告モデルを管理するために使用されるクッキー（例えば、特定の広告のパフォーマ ンスを測定するためのクッキーや、文脈的な広告を実行するためのクッキー）については、消費者が既にいずれかのビジネスモデルへの選択を表明しているため、個別の同意は必要ない。
7. 消費者は、最後の要求から 1 年間の期間ではクッキーを受け入れるように要求されるべきではない。**消費者の拒否を記録するクッキーは、消費者の選択を尊重するために必要である。**
8. 少なくとも上記と同じ原則で、事前にクッキーの好みを記録する可能性を消費者に提供するアプリケーションからのシグナルは受け入れられる。

https://commission.europa.eu/live-work-travel-eu/consumer-rights-and-complaints/enforcement-consumer-protection/cookie-pledge_enより作成

諸外国動向

（参考）ISO/IEC 29184

概要

○ 国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）が「Information technology – Online privacy notices and consent（消費者向けオンラインサービスにおける通知と同意・選択）」と題する規格を、2020年６月に出版。

○ 通知及び同意について、組織の義務として、次の点が記載されている。

通知	
通知の義務	通知が必要な状況を特定し、必要な場合はいつでも本人に通知。
適切な表現	本人に対し、明確かつわかりやすい方法で通知。
多言語	本人が使用すると想定される言語で通知。
適切なタイミング	本人に通知する適切なタイミングを決め、文書化。
適切な場所	オンラインの場合も含め、本人が簡単に見つけてアクセスできるようにする。
適切な形態	どのように通知を提供し、アクセスできるようにするかを決める。
継続的な参照	同意した際の通知の最新版などを本人が容易に参照できるよう、保管。
アクセシビリティ	オンラインサービスの技術に適した、本人がアクセス可能な方法で通知を提供。

同意	
同意の適切さの識別	同意または明示的な同意が適切な状況かを特定した上で同意を求める。
フリー/インフォームドコンセント	本人が強制や強要を受けず、意図的な行為（チェックボックスのクリック、ボタン押下、スライドバーのスライド等）で得られた同意であること。 十分な情報が提供され、変更や撤回が簡単に行うことができること。
対象アカウントの明示	アカウントに紐付いた同意収集の場合、どのアカウントか明示。
他の同意からの独立性	プライバシーに関する同意は、他の事項に関する同意と明確に区別して取得。
必須/任意の個別同意	必須要素と任意要素のそれぞれについて、本人が個別に同意を提供できる仕組みとする。
頻度	適切な間隔を置いて、既存の同意の確認、あるいは新規の同意取得を行う。
適時性	適切なタイミングで同意を取得。

○ 他、Annexとして、PCやスマホで同意を取得する際のユーザーインターフェース例、同意の証跡例が添付されている。

※「プラットフォームサービスに関する研究会　第二次とりまとめ」より抜粋

※なお、本国際規格については、2023年1月に「JIS X 9252:2023 情報技術―オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意」として国内でも規格化されている。

- 国内制度
- 諸外国動向（EU、英国等）
- **民間の動向**
- ICTサイバーセキュリティ政策分科会の議論

民間の動向

Appleにおける取組

- 2023年6月、Appleは、アプリのプライバシー強化などに関する取組（写真のプライバシーの許可の機能強化、青少年が写真を送受信する際の青少年に警告する機能の強化、センシティブな内容の警告（全年齢対象）等）を発表。
- 2023年7月、Appleは、フィンガープリント対策として、デバイスデータへのアクセスの理由・根拠を開発者らに要求することを発表した。（2023年秋以降運用開始）

写真のプライバシーの許可の機能強化

新しく組み込まれた写真ピッカーは、ユーザーのライブラリのほかの部分のプライバシーを守りながら、特定の写真をアプリと共有するのに役立ちます。アプリがユーザーの写真ライブラリ全体へのアクセスを求めると、何が共有されるかについての詳しい情報が表示され、ユーザーが選択した内容に関するリマインダーが時折表示されます。

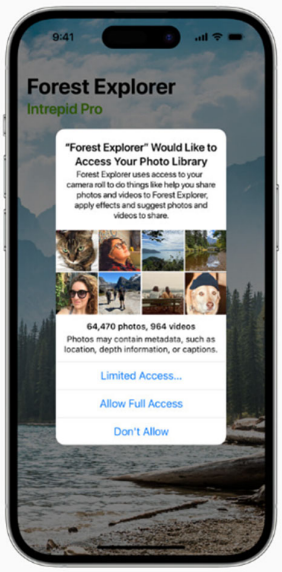

写真へのアクセス許可を確認するメッセージに、アクセスを許可する写真とビデオの数とともに、これらの写真の例が示されるようになりました。

コミュニケーションの安全性

「コミュニケーションの安全性」はメッセージで裸体を含む写真を送受信する際に子どもに警告するように作られた機能ですが、静止画に加えてビデオコンテンツも対象とするようになります。新しいAPIにより、デベロッパは「コミュニケーションの安全性」に直接統合できます。さらに、この機能は子どもがAirDrop、連絡先ポスター、FaceTimeビデオメッセージを送受信する際、写真ピッカーを使って送信するコンテンツを選ぶ際に、子どもの安全を守るのに役立ちます。「コミュニケーションの安全性」のための画像およびビデオの処理はすべてデバイス上で行われるので、Appleも、いかなる第三者もコンテンツにアクセスできません。これらの警告は、ファミリー共有プラン内の子どものアカウントに対して有効になり、保護者が無効にすることができます。

「コミュニケーションの安全性」により、メッセージに加え、AirDrop、連絡先ポスター、FaceTimeビデオメッセージ、および写真ピッカーを使う際に、ヌードを含むビデオや写真を受信したり、送信しようとすることから子どもが守られるようになります。

センシティブな内容の警告

「センシティブな内容の警告」は「コミュニケーションの安全性」の中核にあるのと同じプライバシー保護テクノロジーを使って、成人ユーザーがメッセージ、AirDrop、連絡先ポスター、FaceTimeビデオメッセージで望まないヌード写真やビデオを受信した際や、電話アプリで連絡先ポスターを受信した際に、それらの写真やビデオが表示されないようにするために役立ちます。この機能はオプションで、ユーザーは「プライバシーとセキュリティ」設定で有効にすることができます。「コミュニケーションの安全性」と同様、「センシティブな内容の警告」の画像およびビデオの処理はすべてデバイス上で行われるので、Appleも、いかなる第三者もコンテンツにアクセスすることはできません。

「センシティブな内容の警告」は、成人ユーザーがメッセージやAirDropのほか、電話アプリの連絡先ポスターやFaceTimeビデオメッセージを受信した際に、望まないヌード画像やビデオを見ないようにするために役立つオプトイン方式の機能です。「センシティブな内容の警告」は「プライバシーとセキュリティ」設定で有効にできます。

出典・参照 https://www.apple.com/jp/newsroom/2023/06/apple-announces-powerful-new-privacy-and-security-features/
https://developer.apple.com/jp/news/?id=z6fu1dcu
https://developer.apple.com/documentation/bundleresources/privacy_manifest_files/describing_use_of_required_reason_api

民間の動向

Googleにおける取組

■ 2023年2月、Googleは、Android向けプライバシーサンドボックスのベータ版を公開したことを発表。
■ プライバシーサンドボックスのベータ版は、**アプリやウェブサイトを横断してアクティビティを追跡できる識別子は使用せず、**プライバシーを中心に設計した新しいAPIを提供する、としている。

特徴	手法	概要
関連性の高いコンテンツと広告を表示	Topics	Topics は、ユーザーのアプリ使用状況に基づき、そのユーザーの関心の高いカテゴリを推測します。アプリや広告プラットフォームは、Topics を使用することで、ユーザーにとって関連性の高い広告を表示できます。カテゴリのトピックの選定はユーザーの端末上だけで実行されるため、**ユーザーが使用しているアプリに関する情報が外部の第三者と共有されることはありません。**また、ユーザーは自身のデバイスでトピックを確認したり管理することができます。
	Protected Audience API	Protected Audience API では、アプリのデベロッパーが定義する「カスタム オーディエンス」とアプリ内のインタラクション履歴に基づいて広告を表示する新しい方法が導入されます。**これらの情報および関連付けられた広告はローカルに保存されるため、ユーザーの識別子が外部の関係者と共有されることはありません。**これにより、企業はプライバシーに配慮した方法で既存の顧客にリマーケティングできるようになります。
隠されたトラッキングを制限	SDK Runtime	SDK（Software Development Kit）Runtime は、サードパーティの広告コードをアプリのコードから分離して実行するためのプロセスを提供します。これにより、サードパーティの広告プロバイダーがアクセスできるアプリとそのユーザーデータは制限され、ユーザーにより高いセキュリティを提供し、プライバシー保護を強化することができます。

参照 https://japan.googleblog.com/2023/02/android.html
https://privacysandbox.com/intl/ja_jp/android/

民間の動向

（一社）モバイル・コンテンツ・フォーラム（MCF）における取組

■ SPIの策定などを受けて、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムにおいては、「スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン」が策定されている。（2012年初版、2023年更新）

■ 本ガイドラインは、主にスマートフォンのアプリケーションを開発もしくは提供する事業者、個人等が、利用者の端末内情報の取り扱いに関して、利用者にわかりやすく適切に「アプリケーション・プライバシーポリシー」を作成し、掲示できるようにとりまとめたものであり、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「電気通信事業における個人情報保護等に関するガイドラインの解説」、「スマートフォンプライバシーイニシアティブⅢ」に基づき必要要件（第1部）を示すとともに、「アプリケーション・プライバシーポリシー」の実装に当たって推奨される要件（第2部）、実装に当たってのモデル案（第3部）が示されている。

第１部：充足すべき必要要件

■個人情報保護法
- 保有個人データに関して本人が知り得る状態に置くべき事項
- オプトアウトに関する原則
- 外国にある第三者に提供する場合
- 仮名加工情報を取得した場合
- 匿名加工情報を作成、提供した場合
- 共同利用を行う場合

■電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン
- プライバシーポリシー（アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー）
- 位置情報
- 利用者に関する情報の外部送信

■スマートフォン プライバシー イニシアティブ iii
- スマートフォン利用者情報取扱指針

第２部：実装に当たっての推奨要件

1. 同意を必要とするものについて
2. アプリケーション・プライバシーポリシーの変更について
3. 同意が得られなかった場合、オプトアウトした場合に制限される事項について
4. 取得した利用者情報の取扱いについて
5. 必要要件以外の同意取得について
6. 本人の知り得る状態について
7. 日本語以外での説明に対する対応ついて
8. 既存のアプリケーションの本ガイドラインへの対応について

第３部：実装に当たってのモデル案

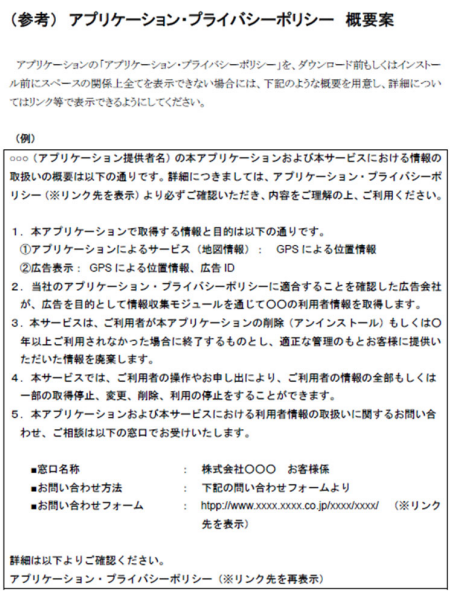

（参考） アプリケーション・プライバシーポリシー 概要案

アプリケーションの「アプリケーション・プライバシーポリシー」を、ダウンロード前もしくはインストール前にスペースの関係上全てを表示できない場合には、下記のような概要を用意し、詳細についてはリンク等で表示できるようにしてください。

（例）

○○○（アプリケーション提供者名）の本アプリケーションおよび本サービスにおける情報の取扱いの概要は以下の通りです。詳細につきましては、アプリケーション・プライバシーポリシー（※リンク先を表示）より必ずご確認いただき、内容をご理解の上、ご利用ください。

1．本アプリケーションで取得する情報と目的は以下の通りです。
①アプリケーションによるサービス（地図情報）： GPS による位置情報
②広告表示： GPS による位置情報、広告 ID
2．当社のアプリケーション・プライバシーポリシーに適合することを確認した広告会社が、広告を目的として情報収集モジュールを通じて○○の利用者情報を取得します。
3．本サービスは、ご利用者が本アプリケーションの削除（アンインストール）もしくは○年以上ご利用されなかった場合に終了するものとし、適正な管理のもとお客様に提供いただいた情報を廃棄します。
4．本サービスでは、ご利用者の操作やお申し出により、ご利用者の情報の全部もしくは一部の取得停止、変更、削除、利用の停止をすることができます。
5．本アプリケーションおよび本サービスにおける利用者情報の取扱いに関するお問い合わせ、ご相談は以下の窓口でお受けいたします。

■窓口名称 ： 株式会社○○○ お客様係
■お問い合わせ方法 ： 下記の問い合わせフォームより
■お問い合わせフォーム ： http://www.xxxx.xxxx.co.jp/xxxx/xxxx/ （※リンク先を表示）

詳細は以下よりご確認ください。
アプリケーション・プライバシーポリシー（※リンク先を再表示）

参照：https://www.mcf.or.jp/mcfxswp/wp-content/uploads/2023/09/mcf_spappp_guidline.pdf

民間の動向

（一社）日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の取組

自主的な取組 - ガイドラインの策定

インターネット広告ビジネスにおいて取得・利用される個人に関する情報の取扱いについて、事業者向けの指針を定め、自主的な取組により、ユーザーが安心してインターネット広告を利用できるよう、信頼性・安全性の確保に努めている。

●プライバシーポリシーガイドライン 〈 https://www.jiaa.org/gdl_siryo/gdl/privacy/ 〉

インターネット広告ビジネスにおいて取得・管理・利用される個人に関する各種情報の取扱いに関して、会員社が遵守すべき基本的事項を規定したガイドライン

- 2000年8月より検討を開始し、米国のプライバシー保護の取り組みを参考に、個人情報保護法および関連する各事業分野のガイドラインを踏まえて、2004年11月策定。2014年2月、2016年5月、2017年5月、2022年10月に改定

●行動ターゲティング広告ガイドライン 〈 https://www.jiaa.org/gdl_siryo/gdl/bta/ 〉

インターネットユーザーのウェブサイト、アプリケーション、その他インターネット上での行動履歴情報を取得し、そのデータを利用して広告を表示する行動ターゲティング広告に関して、会員社が遵守すべき基本的事項を規定したガイドライン

- 行動ターゲティング広告の興隆を受けて2008年7月より検討を開始し、プライバシーポリシーガイドラインを前提に、米国連邦取引委員会（FTC）や米国業界団体（NAI、IAB等）の自主規制原則を参考として、2009年3月策定。2010年6月に、総務省の配慮原則を踏まえて改定。2014年2月、2015年5月、2016年5月に再改定

4

※個人情報保護委員会（第271回）（令和６年２月７日）一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）発表資料より抜粋

民間の動向

（一社）日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の取組

参考：現行ガイドラインの記載内容 - 子供のデータ

策定当時（2004年）、米国COPPA（13歳未満の子供の情報を取り扱う際に保護者の同意を得ることを義務付け）を参考に国内での取扱いを検討し、留意事項を示している。

●プライバシーポリシーガイドライン 第５条（適正な取得）解説

15歳未満の子供から親権者の同意なく個人情報をみだりに取得しないように留意する必要がある。

※ 15歳という年齢は、民法上単独で養子縁組などの身分行為を行うことができる年齢とされているものであり、義務教育の修了年齢であることなども併せて考えると社会的常識からもこの年齢に達するまでは個人情報について自ら管理できる能力が充分にはないと考えることができるものとして設定した。

青少年のリテラシー不足への配慮について、総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を参考に記載している。

●プライバシーポリシーガイドライン 第16条（利用者への配慮）

今後一層のスマートフォン等の普及、進展が見込まれる現状においては、あらゆる世代の利用者への配慮が求められるところであり、その利用実態や特有の事情を踏まえ、とりわけ青少年や高齢者にも分かりやすい形で適切な説明を行うことに留意する。

17

※個人情報保護委員会（第271回）（令和６年２月７日）一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）発表資料より抜粋

民間の動向

（一社）日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の取組

参考：現行ガイドラインの記載内容 - 識別子

ブラウザクッキーやスマートフォン等の端末識別IDの取扱いについて、原則的な考え方を示している。

●プライバシーポリシーガイドライン 第7条（利用目的の通知、公表、明示）解説

クッキー情報、端末識別IDなどの識別子情報や位置情報は、インフォマティブデータに含まれるが、個人情報に該当しない場合であっても利用者の関心が高いことに鑑み、これらの情報を利用する場合は、その利用方法、利用目的等を公表しまたは本人に通知もしくは明示するものとする。

●プライバシーポリシーガイドライン 第15条（スマートフォン等の端末識別IDについて）解説

参考として、安全に利用者を識別する手法の条件（①ないし③は必須要件、④は考慮されるべき要素）を以下に挙げる。

① 利用者にとって透明性・予見性が確保されている。
② 利用者が自身で（容易に）オプトアウトできる。
③ 利用者が自身で（容易に）リセット（再発番）できる。
④ 他事業者のデータと紐付かない。

- スマートフォン等のアプリ向け広告ではOS提供会社が用意している広告識別子を利用することを推奨

18

※個人情報保護委員会（第271回）（令和６年２月７日）一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）発表資料より抜粋

民間の動向

3rd party cookie廃止を受けた代替技術の動向

3rd party cookie廃止を受けた代替技術の動向

利用者の十分な自覚がないまま、データを収集する仕組みを問題視したAppleやGoogleは独自に3rd Party Cookieに対する規制を進めている。

Apple・GoogleによるCookie規制の流れ

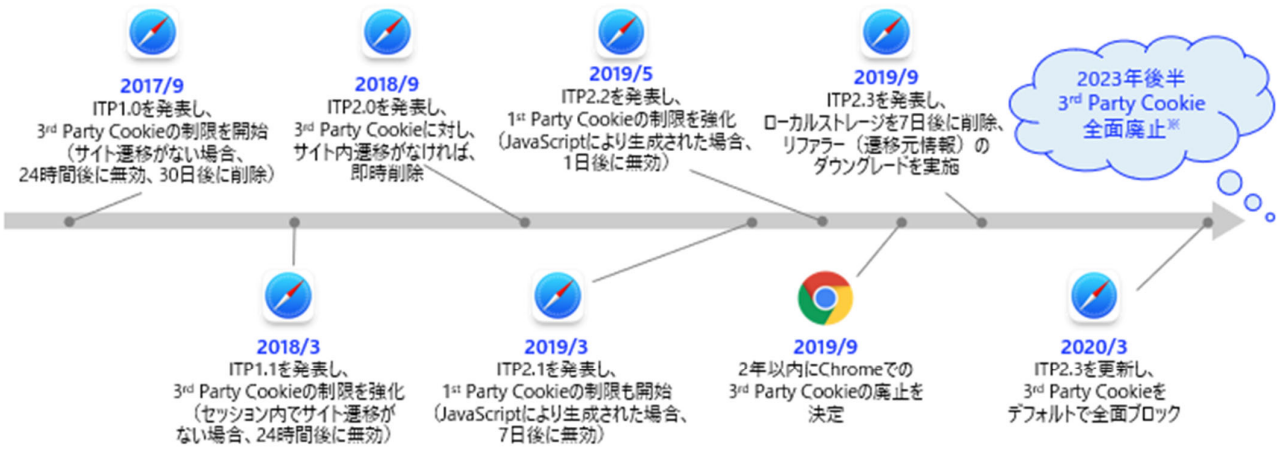

※ 2021/6に英国競争当局（CMA）の指摘を受けて、サードパーティクッキー廃止を1年延期

事務局注：2024年７月22日のGoogleの発表によれば、段階的に廃止することとしていたChromeブラウザでの3rd party cookieについて、廃止する代わりにChromeに新しいエクスペリエンスを導入し、利用者が適切に選択できるようにするとしている。
（https://privacysandbox.com/intl/en_us/news/privacy-sandbox-update/）
（https://blog.google/intl/ja-jp/products/android-chrome-play/privacysandbox/）

NRI 43

※プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ（第12回）（2022年4月27日開催）
資料１「利用者情報に関する技術動向及び業界団体による自主ルール等の状況」（株式会社野村総合研究所発表資料）より抜粋

（参考）IDFAに関する方針変更

3rd party cookie廃止を受けた代替技術の動向
参考）IDFAに関する方針変更

＜Worldwide Developers Conference 2020での発表（2020年6月）＞

- 「IDFA」が2020年秋のiOSのバージョンアップにより、各アプリごとに「IFDAの取得可否を確認する」仕様に変更
  →IDFAオプトイン化が21年初旬に延期され、一部仕様変更（2020年9月）
- 米フェイスブックなどは「アップルの競争上の利益を追求している」と批判
- Financial Times誌によると、このプライバシー方針の刷新の影響を、テクノロジー調査会社Lotameが試算したところ、Snapchat（Snap）、Facebook、Twitter、YouTubeの大手SNS4社合計98億5,000万ドルの売り上げ減。2021年第3、第4四半期の4社の売上は平均でマイナス12%と試算された
- 同じくFinancial Times誌が取材したEric Seufertによると、Facebook単体でも半年で83億ドルの売り上げ減。
- 一方のAppleは、今年第3四半期の広告売上が2兆円に達し、好調

出所）日経Xトレンド（https://xtrend.nikkei.com/atcl/contents/18/00421/00004/）、ギズモードジャパン記事（https://www.gizmodo.jp/2021/11/att-blows-9-85-billion-dollar.html）などよりNRI作成

今後の広告配信計測方法

①これまでと同様の計測＋オプトイン

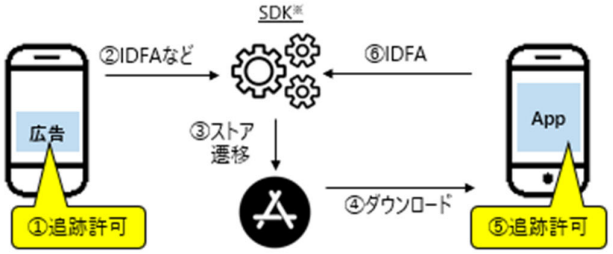

※SDK：アプリに組み込んで使う、広告配信に必要な機能を、ひとまとめにしたツールキットの総称

②Apple提供「SKAdNetwork」を活用

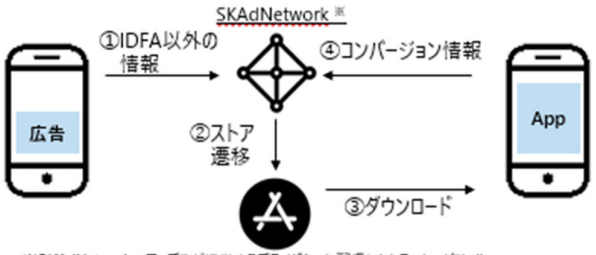

※SKAdNetwork：アップルが提供するプライバシーに配慮したトラッキングツール

 NRI 44

※プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ（第12回）（2022年4月27日開催）
資料１「利用者情報に関する技術動向及び業界団体による自主ルール等の状況」（株式会社野村総合研究所発表資料）より抜粋

- 国内制度
- 諸外国動向（EU、英国等）
- 民間の動向
- ICTサイバーセキュリティ政策分科会の議論

ICTサイバーセキュリティ政策分科会での議論

- 総務省では、2024年２月より、総務省が中長期的に取り組むべきサイバーセキュリティ施策の方向性について検討することを目的として、サイバーセキュリティタスクフォースの下で「**ICTサイバーセキュリティ政策分科会**」（主査：後藤厚宏　情報セキュリティ大学院大学　学長）を開催している。
- 同分科会における議論の一環として、**スマートフォンアプリにおけるセキュリティを確保していく上での課題**等について議論がなされ、第５回会合（４月５日開催）では、**「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」にセキュリティの観点を盛り込むべき**とされた。

ICTサイバーセキュリティ政策分科会での議論（抜粋）

○主な報告内容等

- スマホアプリにおけるサイバー脅威は、「スマホアプリの脆弱性（セキュリティホール）」と「不正アプリ（マルウェア）」の２つの観点で考える必要があり、アプリ流通経路の責任において一定のセキュリティ確保が可能。アプリ開発者及びアプリストアは、アプリを提供する際のセキュリティ確保において大きな役割を担っている。（第１回　一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会）
- アプリのセキュリティやプライバシーを確保するためにはアプリ診断というプロセスが必要。ただし、アプリ診断のみでは十分ではなく、アプリのセキュリティやプライバシーの状態を改善するためには、セキュア設計・開発ガイド（アプリのセキュリティ要件やリスク分析、セキュアコーディングの指針、セキュリティテストの方法などをまとめたもの）のサポートが必要。（第５回　OWASP）
- 利用者情報の保護のためには、アプリ開発者のみならず、アプリストア運営者等の関係者も含めて適切な対応を取ることが重要。英国のDSIT（Department for Science, Innovation & Technology）の「Code of practice for app store operators and app developers」も参考に、「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」にセキュリティの観点も盛り込むことが望ましい。（第５回　KDDI株式会社※）

（※）第５回分科会においては、KDDI株式会社より、「スマートフォンプライバシーアウトルックＸ」についても発表があった。